

令和6年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和6年9月5日

招集場所 野洲市役所議場

出席議員	1 番 村田 弘行	2 番 小菅 康子
	3 番 田中 陽介	4 番 山本 剛
	5 番 木下 伸一	6 番 津村 俊二
	7 番 石川 恵美	8 番 服部 嘉雄
	9 番 奥山文市郎	10 番 益川 教智
	11 番 東郷 克己	12 番 山崎 敦志
	13 番 山崎 有子	14 番 稲垣 誠亮
	15 番 荒川 泰宏	16 番 橋 俊明
	17 番 岩井智恵子	18 番 鈴木 市朗

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	北脇 泰久	病院事業管理者	前川 聡
政策調整部長	布施 篤志	総務部長 選挙管理委員会書記長	川尻 康治
市民部長	中塚 誠治	健康福祉部長	井出 徹哉
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 昭彦	市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭
都市建設部長	岡崎 慎一	環境経済部長	西村 拓巳
教育部長	田中 明美	政策調整部次長	小池 秀明
総務部次長	井狩 勝	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	北脇 康久	事務局次長	辻 昭典
書記	赤坂 悦男	書記	船橋 潤子

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

○議長(山本 剛) (午前 9 時 0 0 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、本日、報道関係者が来られており、録画、録音、写真撮影等を許可しますので、申し伝えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 18 人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

(日程第 1)

○議長(山本 剛) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、第 3 番、田中陽介議員、第 5 番、木下伸一議員を指名いたします。

(日程第 2)

○議長(山本 剛) 日程第 2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

ここで、岩井議員から発言を求められておりますので、これを許します。

岩井議員。

○17 番(岩井智恵子議員) おはようございます。第 17 番、岩井智恵子でございます。

昨日、一般質問をさせていただきました空き家対策についての問 9 の質問内容に誤った内容がありましたので、発言を訂正いたします。

「2023 年に改定されました空家対策措置法特別措置法では、行政からの助言や指導を受け、勧告に従わないと、3,000 万の固定資産税の軽減措置が受けられなくなる」と発言しましたが、正しくは、「2023 年に改定された空家対策特別措置法では、行政からの助言や指導を受け、勧告に従わないと、固定資産税の軽減措置が受けられなくなる」

でした。固定資産税の軽減措置に3,000万は関係ありませんでしたので、発言を訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（山本 剛） 次に、西村環境経済部長から発言を求められておりますので、これを許します。

西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） 議員の皆様、おはようございます。

昨日の発言の訂正をさせていただきます。昨日、津村議員の2番目の質問、SDGsの取り組みについての5点目、地域資源を有効活用した観光振興の現状と課題、観光入込客数の近年の現状と今後の見込みという中の再質問をいただいた部分でございます。ひまわり迷路に関するということでご質問いただいたときに、ひまわり迷路の実施者を「青年農業者クラブ」と申し上げましたが、正しくは「みのり農園株式会社」でございます。この部分、訂正させていただきます。訂正し、おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（山本 剛） それでは、一般質問を行います。

発言順位は、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう願います。

まず、通告第11号、第8番、服部嘉雄議員。

服部議員。

○8番（服部嘉雄議員） おはようございます。第8番、創政会、服部嘉雄でございます。本日のトップバッターということでよろしくお願いいたします。

それでは、本日は、防災対策についてという大きなテーマ1問に絞ってご質問したいと思います。

1923年、大正12年9月1日に関東大震災が起こりました。関東大震災は、被災者約190万人、死亡及び行方不明者約10万5,000人と、日本史上最大の被害を出した地震でございます。

9月1日はこの関東大震災の発生日であるとともに、二百十日として古来より台風襲来の時期であったこと、さらに、1959年、昭和34年9月には、戦後最大の被害が発生した伊勢湾台風が襲来したことも契機となり、防災への注意喚起と意識啓発を目的として、翌年の1960年、昭和35年6月10日の閣議で防災の日と定められています。

さらに昭和５７年からは、この日を含む８月３０日から９月５日、ちょうど今日、９月５日でございますが、９月５日までを防災週間として定められております。

今年は元日早々の能登半島地震で始まり、４月１７日には豊後水道を震源とする地震、８月８日には日向灘を震源とする地震など、震度６以上の地震が各地で発生し、この日向灘地震発生を契機として、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。

その結果、防災備蓄として水や米、あるいは、家具などの転倒防止用品などが買いだめされたため、全国のスーパー等の店頭で品薄になるなどの現象が発生いたしました。

今年は関東大震災から１０１年目となります。古来より、災害は忘れた頃にやってくると言われておりますので、忘れないうちに、防災対策に関して、皆様への啓発を込めて質問をさせていただきたいと思います。

まず、１点目は、地震対策でございます。

先ほども申しましたが、今年は全国的に大きな地震が頻発しております。野洲市でも南海トラフ地震をはじめ、琵琶湖西岸の断層を震源とする地震が想定され则认为ますけれども、野洲市として、このような地震発生に対する想定及び地震発生時の対応について伺いいたします。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） 議員の皆様、改めまして、おはようございます。

それでは、服部議員の防災対策についての１点目、地震対策についてのご質問にお答えさせていただきます。

野洲市の地震対策につきましては、野洲市地域防災計画を上位計画といたしまして、業務継続計画、それから、防災初動マニュアルにて具体的な対策について定めているところでございます。

これら計画における想定地震と被害は、平成２６年３月に推計されました滋賀県地震被害想定を基に、本市に最も影響があると考えられる琵琶湖西岸断層帯地震が起こったときを想定して対策を定めています。

職員の対応につきましては、実際に起こった地震の震度により体制は異なるところでございますが、市内の被害状況を把握すると同時に、避難所開設と避難誘導や応急復旧業務を実施することとなっているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 服部議員。

○ 8 番（服部嘉雄議員） 少し再質問をさせていただきたいと思います。

まず、地震発生に対する想定、琵琶湖西岸の断層を震源とする地震を最大の震度として想定しているということでしたが、たしか計画を見てみますと、震度 6 弱ぐらいですか、なことをたしか想定されておるといふうなことを見た気がしますけれども、たしか阪神大震災のときでも野洲市は震度 5 弱ぐらいやったと思うんですが、それよりもかなりまだきついものを想定しているというふうなことだと思います。

仮にこういうようなことがあった場合、今もおっしゃっていましたように、避難誘導あるいは応急対応といいますか、そういうようなことですが、一体、私ら、この職員さん、結構野洲市内だけでなく、遠くからも来ていらっしゃいますが、この辺でどれぐらいの割合の職員が応急出動できるものなのか、そういうふうな想定はどういうふうにされておられるのかということについて、再度お伺いしたいと思います。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

地震の初動マニュアルのほうには、震度によって体制が異なっているところです。今ご指摘いただきました震度 6 弱の場合においては、災害対策本部体制ということで、市長、全職員が登庁するようになっておるところでございますが、たちまち緊急の初動対策班として 18 名、それから、各学区のほうに連絡所班を設けるようになってございますので、それに対しては 42 名という形で体制を組ませていただいているところでございます。

なお、時間外のときでしたら、各職員が自宅にいるなど、当然ご家族等の安全を確認してから登庁するというような体制になってございまして、それ以外に、また、交通網のインフラ等、その被災状況によってもちょっと登庁体制は異なるところでございますが、職員の体制に応じて、最大限の体制を取るよにということ考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 服部議員。

○ 8 番（服部嘉雄議員） 分かりました。まず、一番初期の段階では 18 人と 42 人、60 人の体制で、まず、災害対策本部という形になるのかなというふうに理解いたしました。

次に、2 番目に、台風、大雨・洪水対策についてお伺いをしたいと思います。

この一般質問を提出したのは 8 月 26 日の午前中でした。ちょうどその頃、台風 10 号が日本に近づいておりました。当初の進路予想では、台風 10 号は真っすぐ北

上して、８月２６日か２７日頃には近畿、特に滋賀県をちょうど目指していたと思いますが、を直撃するというふうなものでございました。

ところが、２７日の時点の台風情報では、寒冷渦と呼ばれる寒気を伴った風の循環の影響が強まり、寒冷渦が背負い投げをするような形で西寄りに進み、その後は偏西風の流れに乗れず、予想が難しい状況である。しかしながら、台風の南東側に大量の水蒸気の帯があり、太平洋側に流れ込むおそれがある。１，０００キロ離れていても大雨になるおそれがあると予想され、台風１０号は迷走を続け、九州に上陸後、瀬戸内海から四国を横断し、紀伊半島沖からまた北上して、９月１日から２日にかけて、温帯低気圧となり日本海側へ抜けたというふうな進路を取りました。もう当初の予定から５日も６日も遅れて、ずっと道草、遠回りをして、通過したわけでございます。

今回の台風１０号でも、各地で線状降水帯が発生して、１日で８月１か月分の雨が降ったとか、台風は九州にいるのに、関東地方の埼玉県や神奈川県で大雨になり、洪水や土砂災害が発生したりいたしました。

線状降水帯なんていう言葉も最近聞くようになりましたが、今回は、また寒冷渦という聞いたことのないような新しい言葉が出てまいりました。気象の状況が大きく変化しているということでございましょうか。

今回の台風１０号では、野洲市は大きな被害は発生しませんでしたでしたが、台風等による豪雨、あるいは、河川の氾濫による洪水などの災害も想定されます。このような洪水あるいは浸水時の想定と対応についてお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） それでは、２点目のご質問のほうにお答えさせていただきます。

台風、大雨・洪水対策につきましては、地域防災計画の風水害編に、そのときの気象状況、また、河川の水位の状況に応じて警戒態勢を取ることとなっているところです。

水防活動及び避難情報の発令、避難所の開設や広報、道路の通行止めなどの対策につきまして、気象台からのアドバイスを参考にしながら、総合的に判断し、対策しているところでございます。

特に土砂災害警戒区域の住民の方々につきましては、土砂災害に警戒するためのリーフレットを作成し、回覧させていただき、啓発を強化しているところでございます。

また、周知方法につきましては、防災行政無線に加えて、メールやＬＩＮＥ、それから、防災アプリを使用して、台風や大雨の最中に危険な箇所近づかないことや風雨が

強くなる前に備えるよう、住民の皆さんに呼びかけなどを行っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 服部議員。

○8番（服部嘉雄議員） ありがとうございます。

今の対策の中で、土砂災害警戒区域というような言葉が出てまいりました。野洲市では、多分山のあるところ限られておりますので、その近くに人が住んでいる地域かなというふうに思いますが、主に大体どのような地域で、大体想定、その被害のエリアの方、大体人口的にどれぐらいあるのか、分かればで結構でございますが、大体どの地域であるとか、その辺のところだけでも教えていただければと思います。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

土砂災害警戒区域は、やはり山手の方側の周囲に設定してございます。一応危機管理課のほうで把握させていただいているのは、基本的に9つの自治会になります。

当然、この前の台風10号のときも、気象台のほうから、線状降水帯の危険性がある旨、あらかじめ連絡をいただいたところで、自主避難所のほうを開設させていただいたんですけれども、その9つの自治会の方々にも広報活動をあらかじめ行いまして、自主避難を呼びかけるように、このように活動させていただいているところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 服部議員。

○8番（服部嘉雄議員） ありがとうございます。

避難所も開設したというふうなことでございますが、ちょうど3点目、次に、避難所について伺おうと思っておりますので、このような災害発生時においては、避難所が開設されると思いますが、避難所の役割や開設基準について伺いをしたいと思います。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） それでは、3点目のご質問のほうにお答えさせていただきます。

避難所のほうは、避難者さんが一時的に生活する場所でありまして、安全で衛生面にも配慮した生活空間、災害情報や復興支援情報を提供する役割と被災者同士が互いに助け合う体制、また、コミュニティ維持・形成の支援や生活支援の相談などの支援をする役割がございます。

市の指定避難所につきましては、野洲市防災マップにも一覧表を掲載しているところで

ございます。

避難所を開設する基準につきましては、危険な場所から移動しなければならない災害発生のおそれが高まったときに早めに開設させていただき、同時に避難指示等の避難情報を発令させていただきます。

避難所は避難を要する方の居住区域からなるべく近く、また、一定避難者数を収容可能な面積のある避難所を先立って開設いたしますが、施設の特性や状況に応じて、必ずしも最短距離の指定避難所を開設するとは限りませんので、その時々に関設する避難所を決めているところでございます。

また、避難道中が危険になってからの移動となりませんように、リードタイムを設けて避難指示を発令するようにしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 服部議員。

○8番（服部嘉雄議員） ありがとうございます。避難所について、私、以前は各自治会ごとに避難所が指定されておったような気がいたしますが、この前、その計画を見させていただきますと、今は学区ごとに大体避難所を指定しているというふうなスタイルかな、になっていたような気がいたしますが、今の部長のお話だと、例えば、自分のとこの学区はここの避難所、私でしたら、例えば、豊積の里総合センターとかふれあいセンターとか、中主小学校とかが避難所やったと思いますけれども、例えば、もっと近くにそれ以外の公共施設があったら、そちらへ避難しても別にオーケーなわけでしょうかね。

それと、もう一つ、大体全体で避難所の収容人員、来られたら入れんわけにいかんと思いますが、適正な避難所の想定で、収容人員としては、市内全体で何人分ぐらいの避難所があるのか、分かればお願いしたいと思います。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

避難所の開設なんですけれども、その時々に関定される、また、発生するであろう被害、また、発生した後の被害に応じて、開設する場所をその時々に応じて設けさせていただくような形でございます。

先ほども申し上げました、例えば、台風10号の自主避難所につきましては、当然土砂災害区域、警戒区域の限定ということで、この前でしたら、コミセンやすとコミセンみかみとコミセンしのはらということで、3つの学区のコミセンのほうを開設させていただきます

ました。

また、水害等におきましては、水害が発生して、当然避難されなければならない市民の方の数に応じて、いっぱいになるだろうという場合でしたら、2つ3つ、避難者数に応じて開設をどんどん広げていく場合もございますし、地震のときでしたら、被災された状況に応じて、市役所の職員が登庁時に被災状況を当然報告しますので、どういう状況であるのかということで、被災された区域に応じて避難所のほうを開設していくと、このような形でございます。

ただ、今ちょっと数字のほうを持ち合わせてないんですけれども、避難所の合計の収容人数はちょっと分かりませんので、答弁いたしかねます。

以上です。

○議長（山本 剛） 服部議員。

○8番（服部嘉雄議員） ありがとうございます。

それでは、次の質問、4番目、備蓄品についてお伺いしたいと思います。

災害発生時、あるいは、災害予防のための資機材、また、災害発生時の食料や毛布等の備蓄品等について、野洲市の現状をお伺いしたいと思います。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） 4点目の備蓄品についてのご質問にお答えさせていただきます。

市の備蓄につきましては、市内の防災倉庫4か所と、市内小中学校9か所の備蓄倉庫及び市内各コミュニティセンターに分散して配備しているところでございます。

防災倉庫内には、備蓄食料、水、毛布、間仕切りテントなど、避難所の生活空間で使用する物品の他、救助用資機材や炊き出し道具、発電機、ブルーシート、トイレなど生活必需品を保管しているところでございます。

小中学校の備蓄倉庫には、食料以外の救助資機材や生活必需品を保管し、コミュニティセンターには当面の食料や水、毛布などを保管しています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 服部議員。

○8番（服部嘉雄議員） ありがとうございます。4か所の防災倉庫、あるいは小中学校、あるいはコミュニティセンターでそれぞれ必要なものを備蓄しておるということで、安心をいたしました。

5番目のほうに移りたいと思います。応援協定についてお伺いしたいと思います。

災害発生時、市内あるいは市外の企業とか、あるいは、他市との応援協定等を結んでいくというふうな状況もあるかと思いますが、その状況について伺います。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） それでは、５点目の応援協定についてのご質問にお答えさせていただきます。

令和６年８月末時点におけます、野洲市との災害応援協定の締結状況につきましては、自治体間での協定締結数は８で、自治体数の数は延べ５８市町、民間事業者及び団体との協定数は３８となっているところです。

協定の内容は、人的支援や物的支援、資機材の供給、避難者の受入れなど、多岐にわたる内容となっています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 服部議員。

○８番（服部嘉雄議員） ありがとうございます。当然、災害はピンポイントでやってくるわけではございません。野洲市で風水害あるいは地震があれば、当然周辺のところも被害があるわけですから、その辺の応援協定なんかちょっと離れたところと協定しているというふうなことが通例やと思いますし、実際そうであろうと思います。ありがとうございます。

それでは、６番目の市民への意識啓発について伺いをしたいと思います。

７月に総務常任委員会の研修として、静岡県沼津市を訪問して、様々な分野について研修してまいりましたが、その１つに、「わたしの避難計画」として、市民自らに、大雨であったり洪水発生時、あるいは、地震発生時の避難タイミングや避難場所と避難場所までの経路、さらには、情報収集手段等について、自分自身であらかじめシミュレーションして作成いただく取り組みがございました。

ちょうど頂いてきましたので、こんな１枚ものですが、裏に地図、経路を書くようなことで、どのタイミングで逃げるとか、よく今言われますわね、緊急安全確保、警戒レベル５であるとか、避難指示４であるとか、そういうふうなこともどのタイミングで逃げるかというふうなことも書き込めるようになっております。

このような１枚ものの用紙で、大雨のときや地震のときに、どのタイミングで、どの避難先に、どの経路で避難するかといったことをあらかじめ記入しておき、意識啓発とともに、いざというときに役立てようとする取り組みでございます。

静岡県は、当然太平洋に面しておりますので、そういった静岡県全体で取り組まれているということでございました。

野洲市でも取り組めるものであればぜひ取り組んでいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） 6点目の市民への意識啓発についてということで、ご質問のほうにお答えさせていただきます。

年2回、市内の自主防災組織の皆様を対象にリーダー研修会を開催させていただいている他、各種団体から研修依頼がございましたら、可能な限り伺うようにしているところでございます。

研修会の内容につきましては、避難所運営シミュレーションゲームなど、実践を交えたものを取り入れるように考えているところでございます。

また、議員のおっしゃる、避難のタイミングなどを平時から計画していくことは大切と考えておりまして、去る令和6年1月13日には、野洲川地域安全協議会主催によるマイ・タイムライン作成講座が開催されています。私も参加させていただいて、講座のほうを受講させていただいたんですけれども、非常に有意義でありましたことから、今後、市においても、防災研修の取り組みの1つとして検討してまいりたいと、このように考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 服部議員。

○8番（服部嘉雄議員） ありがとうございます。いろんな取り組み、リーダー研修とか様々な取り組み、シミュレーションもやっているというようなことでございます。安心いたしました。

ちょっと通告にはございませんが、最後に市長が市民の財産と命を守るための決意を述べていただければというふうに思います。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 通告いただいておりますけれども、お答えを申し上げさせていただきます。

決意と申しますよりも、日々危機管理とともに、市民の安心・安全については、常に体制を整えておるという状況でございます。

先般の台風１０号のときも、土砂災害というものを危惧いたしまして、３か所の避難所を開設いたしました。危機管理監と一緒に２０時以降に回らせていただいて、よかったのか、悪かったのかというのは何なんですけども、１人だけ避難されておられたという状況でございます。

以前、台風のときに、大雨のときにも、先ほどのご質問の中にもありましたけども、夜、老夫婦だけでお住まいで、雨がかなりひどい。でも、土砂災害のあれで避難所を開けておったんですけども、その区域外の方でもその避難所に来ておられました。

やはり、市民の安心・安全という意味では、避難所開設、職員にしてみたら大変な労力が要るんですけども、やっぱり市民の安心・安全のために、万が一ということも踏まえて開設しているという状況でございますし、今のご質問を踏まえて、なお一層体制を強化していきたいなど。

そして、また、昨今、降ります線状降水帯、昔はあまり聞き慣れなかったんですけども、本当に恐ろしい雨が一気に降りますので、その線状降水帯が台風１０号のときに本市のほうへ来るだろうという気象庁の予測で開設したんですけども、野洲市を外れたという、幸ですね、幸いにも野洲市に直撃はなかったということで、大きな被害がなかったということで安堵したわけでございます。

日々、特に今だからというわけじゃなくして、いつ何が起こるか分からないということで、市はしっかりと市民の安心・安全のために、どういうんですか、体制をいつでも組めるようにしておりますので、ご安心いただけたらありがたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 服部議員。

○８番（服部嘉雄議員） すいません、通告もなく。ありがとうございました。

今後とも、市長はじめ、関係の皆さん方、市民の安心・安全を維持するためにも頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本 剛） 次に、通告第１２号、第３番、田中陽介議員。

田中議員。

○３番（田中陽介議員） 皆さん、おはようございます。第３番、田中陽介です。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、消防団の今後について質問させていただきます。

私自身、野洲市消防団の中里分団の一員であり、団内でも今後のよりよい消防団のあり

方についていろいろ議論していく中で、今般もう1段ギアを上げるために、市としての方向性を議論していきたいなと思っております。

現在、消防団員ですね、本業や家庭もある中、地域のために時間を使って日々活動しております。

しかしながら、全国的にも高齢化や定員割れが増えておりまして、当市も同じ状況であります。各自治会などで募集もしていただいているんですが、やはりなかなか新入団員が集まっていないという現状があります。

その中でも、本部は、動画やSNS等の広報活動の実施や手当を改善するなど、少しずつ取り組んではいるものの、なかなか抜本的な解決には至っていないのかなと感じております。

そこで、いろんな団員のヒアリング等から感じることは、少なくともお金のためにやっているという人は、私の知る中ではいないなというふうに感じておりますし、やはり一番皆が辛いと思うのは、これ何のためにやってるのかなということに時間を割かれるというのが、やっぱり一番しんどいというようなことが、皆さん、おっしゃることかなというふうに感じております。

そこで、野洲市として、考え方を問うていきたいと思います。

まず、1つ目です。

消防機関の設置、管理運営は市町村の責任とされておりますが、この野洲市消防団に野洲市が求めること、一番大事なことというのは何か、伺います。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） それでは、田中議員のご質問の1点目のほうにお答えさせていただきます。

消防団は、地域防災の中核として非常に重要な位置づけであり、活動は火災対応だけでなく、台風や豪雨による風水害や土砂災害、また、地震などの大規模災害においても、避難誘導、人命救助や広報など、地域の安心・安全確保のための役割は多岐にわたっているところでございます。

また、平時におきましても、地域の防災訓練でのご指導、火災予防の啓発活動や各種イベントにおける警備などに従事いただいております、その活動は高く評価されているところでございます。

消防団員の皆様には、引き続き平時より災害発生時に備えた訓練の継続をはじめまして、

災害時に地域の防災の要となるよう、活動への積極的なご参加をお願いしたいと考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ありがとうございます。まさに地域防災の中核として、あらゆる災害防災に関して、地域の安心・安全のために中核的、中心的な役割をしていってほしいというような市の考えと考えておりますし、まさにこれが消防団の一番上位に来るといえるか、目的というか、これが一番大事なところということを今確認できたと思いますので、それを基にこの先の議論を進めていきたいと思います。

次、2つ目いきます。

市は、この担い手不足の原因であったり、この消防団に新たに入団することの障壁となっているものはどういうものだと捉えているのか、その認識を伺います。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） 2点目のご質問のほうにお答えさせていただきます。

消防団の担い手不足及び新規入団者の減少につきましては、全国的な問題となっているところでございます。

要因といたしましては、少子高齢化の進展に伴う人口減少に加えまして、就業構造の変化や地域社会への帰属意識の希薄化など、消防団を取り巻く環境が変化しつつあることが挙げられると、このように考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 今かなり大きなくくりでの人口減少とか、原因だったかなと思うんですけども、この野洲市消防団に限ってというか、現状、野洲市に当てはまることというのはどういうふうに認識されておりますか。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

担い手さんが新たに見つからないという課題については、先ほど申し上げました就業構造の変化、特に、例えば、農業とか自営業のほうに昔は多く従事されておられた方が消防団も担っていただいていたというような、多分現状があったように感じております。

最近については、当然、会社員さんであるとか、組織に従事されて働いておられる方が

多くおられまして、その分やはり消防団のほうの活動がしにくいというような現状で、そういうような先ほど述べました就業構造の変化というのがございます。

また、当然、人口増加に伴いまして、開発に伴いまして、新たに人口が増えることに伴いまして、古くからおられる方についての方と新しく入ってこられた方のそういうことで、先ほど申し上げました地域社会への帰属意識というのがちょっと変わりつつあるのかなというのも原因として考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） おっしゃるとおり、今、全国の統計でも被雇用者、要は雇われている人で消防団員をやっている人が70%近くになっているという統計もあります。

そんな中で、そうなってくると、結局、事業者、雇う側への、やっぱり地域の会社さんとかへのアプローチとか、そういうのが今後必要になってくるかなと思うんですが、現状そういう認識を得ている市は、一体どういうアプローチというか、この改善策というのは、現在どういうものを取っているか教えてください。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） 再々質問のほうにお答えさせていただきます。

団員さんの勧誘は、先ほどお話がありましたように、各自治会さんへのアプローチは当然継続してやらせていただきますし、この前の消防フェアですかね、そういうところでも消防団員さんが自ら活動いただいて、PRしていただいて、消防団員というのはこういうことをしているんだよということで、私も現場にいらしていただいて、かなりすばらしいもんだなということで拝見させていただきました。

当然来られる市民の方々にも見ていただくことによって、「消防団員っていいな」と、「入ろうかな」というふうに思っただけのようなPRのほうをできるだけあらゆる場面でさせていただけたらなと、このように思っているところでございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 消防フェアは僕も出ていましたけど、ポンプ操法を見せるだけじゃなくて、ああやって実務的な災害対応とかはすごくいいなと思いました。

ただ、入りたいと思っても、やっぱり働いてたら、事業者側がちゃんと理解して、火災のときに行ける理解であつたりとか、そこにちゃんとコミットしてもらえるということが大事というのが、さっきの被雇用者が増えているというところから見えてくると思うので、

今後、そうやって市内業者、特にやっぱり遠くに働きに行っている人は、大阪から帰ってこいって、そんなこととても言えませんので、やっぱり地域の近くに働いている人で、やはりそういった担いを受けていただける理解を、事業者の、経営者の方にしていただくということが大事かと思うので、そこへのアプローチというのは、まだ多分十分ではないのかなと思うんですが、そこを今後やっていく意識というか、方向というのはいかがでしょう。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） 会社に帰属されておられる方がもし消防団活動に入りたいということでありましたら、田中議員がおっしゃるように、会社の働いておられる時間帯でなかなか出るのが難しいというのは一定理解するところでございます。

当然、会社によって、経営者さん、それから、幹部の職員さんによって判断は分かれるところでもあるんですけれども、消防団の活動がどういうふうなものであるかというのは、常日頃からPRをさせていただくことによって、場合によっては、もし、団員さんが求められるようでしたら、ご説明にも伺いたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 何ていうんですかね、入りたい人が「会社に対して説明をお願いします」とわざわざ市に頼みに来るということは、多分ほとんどないのかなと思います。

それよりも、どちらかというと、市内の法人さんに対して、市のほうからそういうご理解を求めていくようなアプローチが必要なのかなというふうに、私は、今議論していると思うんですが、例えば、他市の例で言うと、法人市民税の減免を少しするとか、消防団員を出して、それを理解してくれるところにはそういうのをするとか、今でも多分入札に関しては、入札がちょっと点数がそこでプラスになるとか、やっぱりそういうことをインセンティブじゃないですけど、やっぱり企業側にはリスクも当然あるわけですから、何かそのお互いウィン・ウィンになるようなやり方を考えるというのもやっぱり1つだと思いますし、そういうことを踏まえて、ちょっと事業者へのアプローチの仕方というのを、今おっしゃったようなことじゃなくて、もっと事業者自身に、市がどういう防災をしていくかという、協力の店とかあるじゃないですか、ちょっと安くしてもらえとか、ああいうことだけではなくて、もうちょっと根本的なところも、飲食店さんだけじゃなくて、普通の企業さんにもそういうことを推進していけたらなと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） なかなか大変難しいご質問だと思います。消防団員の活動については、当然素晴らしいものであるものと感じておりますし、一般の方々においても、当然、何かあった場合に活動していただいて、安全・安心に関わっていただいて、ボランティア精神で働いていただいているということで、多分一般の方の理解は一定進んでいるのかなというふうに思います。

ただ、ご自身というか、会社員さんが新たに入るに当たりまして、そういう場合については、消防団員がどういうものであるかというのは、先ほどのご回答の繰り返しになるんですけれども、やっぱり消防団員のすばらしさ、理念の崇高さを訴えてまいるしかないのかなと、このように考えているところでございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ちょっと繰り返し同じところで止まってるんですけど、理念の崇高さとかというよりは、実務として必要かどうかというほうが多分大事で、ほんまに地域で必要な、中心的な役割を担うのであれば、当然、事業者の理解を、雇われている方がもう70%なわけですから、得るということは大事なのかな。今言っているボトルネックを解決するための手法としては、消防フェアだけでは弱いと私は感じますし、何が難しいのかちょっと僕には分からないんですけど、企業さんに理解を求めるといって、何というんですかね、PRを市のほうから、危機管理ないし、市のほうからするというのはそんな難しいことじゃないと思うんですけど、何かそこに難しい理由があるんでしょうか。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） 一般的なお話として、当然市のホームページにおいても、消防団の関係の記事は載せさせていただいているところでございますし、企業さんのほうにその内容で一定PRはできているものと、このように考えてございます。

また、自治会さんのほう、それから、企業さんのほうにも当然求められる場合がございましたら、ご説明にもお伺いさせていただきますし、そういうような形で、少しでも団員が入っていただけるようなPR活動をしてまいりたいと、このように考えてございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） だから、それを今までやっていても解決してないから、新たなアプローチが必要じゃないですかという話をしているんですが、その点に関してはどのように感じられますか。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） 団員さんのほうがこれまでから不足している状況が何年も続いているところでございます。確かに団員の充足については、非常に難しい課題だなということ考えています。

当然、自治会さんへのPR、それから、いろんな活動を通じて、市民の方々にも消防団のすばらしさを知っていただいてのPR、それから、あとは、こういう形でやっておりますよということで、多分消防団さんのほうにもSNS等を通じてPRもしていただいているところですし、それぞれの場面場面に応じて、消防団に入っていただけるように勧誘等も行っておりますので、これを継続して取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） どうしても新しいアプローチをしたくない理由がちょっと僕には分からないんですけれども、僕は必要だと思いますし、検討するべきだと思いますが、検討はしないという今の回答と認識していいのか、検討はしていくのか、どちらですか。ちょっともう分からなくて、ごめんなさい。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） 特に企業さんに直接アプローチということのお話ということで理解してよろしいでしょうか。

○3番（田中陽介議員） そういうことも含めてです。

○市民部長（中塚誠治） 特に就業構造で、今先ほど田中議員から7割以上の方が会社員なり組織に属しておられて働いておられるということを踏まえたと、一定そういうような会社組織に対しまして、消防団への加入についてのご理解をいただけるようなPRの文章等も、やっぱり載せていくべきではないかなと思っております。

そういうような形で、消防団の活動のご理解を求めるということでやってまいりたいと、このように考えてございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ありがとうございます。方法は別に何でもいいと思いますので、そこにこだわっているわけじゃないので、考え方として理解していただけたようなのでよかったです。

続いて、3番に行きたいと思います。

先般、団員に対してアンケートを実施されたと記憶しておるんですが、そこから見えてきたものは何なのか、教えてください。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） 3点目のご質問にお答えさせていただきます。

令和2年度のほうに、消防団員さんを対象に、消防団の活動全般に関するアンケート調査を実施しているところでございます。

その結果、消防団という地域を守る仕事に誇りを持ち、高い意識で活動されている団員もおられる一方で、活動やポンプ操法を含めた訓練全般に負担を感じておられる団員もおられる結果でございました。負担に感じている事業や訓練の必要性や進め方に課題があると感じているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ありがとうございます。

このアンケートの報告というか、内容を取りまとめた報告書のようなものが、ちょっと私が探した範囲では、野洲市では公開されていないのかなと思うんですが、これは何か公開しない理由はあるんでしょうか。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

令和2年度のアンケートのほうなんですけれども、たしか野洲市が行ったものではなくて、消防団さんのほうで行っていただいたと、このように認識しているところでございます。

その成果物のアンケートの内容については、市のほうに届いているところなんですけれども、消防団さんのほうでどこまで情報を共有されておられるかについては、こちらのほうではちょっと把握していないというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 消防団も市の管轄の、管轄というか、ある程度独立はしているのかもしれないですけど、例えば、どこともが公開しているわけではないと思うんですが、全国ではいろんなところが公開してまして、例えば、滋賀だと、甲賀市さんが公開されておりました。

これだと、甲賀市は大変なことに、３割の方が「今すぐ退団できるならしたい」というアンケート結果になっているんですね。野洲市だとそこまでではないのかな、いや、分からないですけど、ちょっと僕もはっきり分からないのであれですけども、さらに、一番の不満と担い手不足の改善としては、やっぱりポンプ操法が挙げられていたり、そういった情報が見える化されていると、非常に議論がしやすいというか、開かれた議論ができるなと思いますので、またこのアンケートについて、公開等、開かれた議論をするに、市でまた新たにアンケートを取るというのも１つだと思うんですが、そういった開かれた議論をするためには、やっぱりそういったデータとか、みんなの意見をちゃんと聞くというのは大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） アンケートの結果のほう、当然私の手元にはございます。内容的には、先ほど申し上げられましたポンプ操法の件、それから、一番初めは入団のきっかけであるとか、ポンプ操法についてのアンケートもございますし、それ以外に、消防団活動の全般、あるいは、多分毎月月例会議等を行っておられることについてもアンケートを取っておられます。

また、消防団員の今後の活性化のほうについても、方向性をアンケートを取っておられて、かなり立派な内容でアンケートをまとめておられるところでございます。

また、消防団さんのほうと、幹部さんのほうと、このアンケート結果の取扱いについて協議してさせていただけたらなと、このように考えているところでございます。

多分周知が回ってないという前提なんですけれども、このアンケート結果をどのように取り扱うということで協議させていただけたらなと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○３番（田中陽介議員） かなり内容も濃いものかなと思うので、それこそさっき言っていた、どんなとこやろうと思ってはるいろんな方々に、そういった現場の声をってもらうことで実態が分かってもらえる部分もあると思いますので、検討いただけたらなと思います。

次、ポンプ操法やその練習、訓練について、市はどういうふうな考え方をしているかということをお伺いします。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） 先ほど申し上げましたポンプ操法の大会についての市の見解について、お答えさせていただきます。

ポンプ操法大会につきましては、操法訓練の過程で基本的な伝達や、それから、水出し、ポンプの操作などを反復して習得することができまして、消火技術の習得に寄与するものと考えているところでございます。

一方、さきの質問でありましたアンケートの結果で、ポンプ操法訓練自体を負担に感じておられる団員も一定数おられますことから、訓練方法や時間の見直しも含めた検討が必要であるかなと、このように考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ありがとうございます。訓練のやり方や見直しが必要という認識を、市としても持っているということですね。

これ平成30年のデータにはなるんですけど、ポンプ操法で、消防団の全国から保険適用される公務災害の50%が実はポンプ操法関連なんですね。要はすごくけがをするんですね。というのも、訓練が非常に激しいからなんですけども。

やっぱりそういうことや、先ほどおっしゃったように、基本的な消火技術や動きとか、機械の使い方が本当に、いわゆるポン操の訓練でしか得られないものなのか、もっと違うやり方があるのかというのは考えていく必要性があると思います。

野洲市として、例えば、ポンプ操法大会の上位になってもらわなとか、そういう別に依頼じゃないですけど、市としてこうしてくださいというようなことは、団には特に求めてなくて、基本的にはやっぱり一番最初におっしゃったような、地域の安心・安全のための中心的な役割をしてほしいという認識でよかったですかね。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

消防団のポンプ操法訓練につきましては、当然大事な基礎訓練で、安全な消火活動をする際には、非常に重要な訓練であるということに間違いはないんですけども、先ほど申し上げましたように、訓練精度を高く求めますと、当然激しくなったり、訓練時間、日数、また、団員さんの負担が増加していくという現象が生じてまいります。

一方、消防団員の負担軽減の観点からは、先ほど申しましたように、訓練時間や日数の短縮が必要と考えられるところですが、この相反する2つを両立させるというか、両立す

るためには、今まで以上に効率的な訓練計画というのを練り上げていく必要があるのかなと、このように考えてございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ありがとうございます。ですので、今おっしゃったこともトータルで考えると、別にポンプ操法、いわゆるポン操は手法でしかないわけですよね、訓練の。

なので、ポン操というのは、基本的に競技を前提としてつくられてるんですね。ポンプ操法大会という大会があるので、タイムであったり、得点のあれがあるんですけども、それが本当に安全に消火するためのものかどうかというところは、私もやりましたけれども、非常に疑問が残りますし、今現在、議論されていて、すごくその辺は改善されつつあるという話も聞いておりますが、そもそもポンプ操法の操法自体も1つの手段であると。それは別にマストではないという認識でよろしいですか。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） 再々質問のほうにお答えさせていただきます。

ポンプ操法訓練は、やはり訓練の度合いにもよるんですけども、やはり技術の習得には一定欠かせない訓練だと思っております。

ただ、ただですね、どこまで訓練を積むということで、そこら辺を先ほど申し上げましたように、訓練時間の内容、それから日数等を、両立させるではないんですけども、訓練大会の参加についての訓練、それから、日常、日常いうたらおかしいですね、普通の消火訓練と、その内容について、訓練内容を検討する必要があるのかなと、このように考えてございます。

両方とも必要であるかなというふうに思います。ただそれを両立させるのをどういうふうにさせていただくのかなというのが検討する内容かなと、このように考えてございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 今のご意見からすると、このポンプ操法大会という言葉が今ちょっとあったんですけど、滋賀県でも大会があって、野洲代表として選手が出てるんですけども、大会に出るというのは、これは市からのマストでしょうか。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） 野洲市のほうから、必ず出てくださいというようなことではないように認識しております。

当然消防団さんのほうで、当然一定自主的な活動でしていただいているところでございますので、消防団さんのほうで訓練大会に出られるかどうかというのは決められることかなと、このように考えてございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） では、次に、いきたいと思います。

消防団の機能強化において、やはり時代に合わせた技術等の導入が必要かなというふうに思いますし、消防庁やいろんなところのアンケート等を見ても、そういうふうなことになるっております。

今、資料のほうで紹介をしてるんですけれども、紹介しているような、これはS．A．F．E．というアプリなんですけど、別にここの営業でも何でもないんですが、すごくよくできた、これは福島の災害から学ばれた消防団関係の方が作られたアプリで、大手とか全然資本がある会社ではないんですけれども、すごくよくできているなと思います。

こういうのを導入することで、やはり事務的なことから、現場方から全部一元管理することで、すごく負担も減って、かつ、スマートフォンで位置情報とかも含めて全部管理できるので、すごく団員も動きやすくなるんじゃないかなと思います。

こういったことのI T技術の導入とか、スマホの活用とか、そういった連携強化を図れるようなことを現在検討されているのか、伺います。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） 5点目のご質問のほうにお答えさせていただきます。

災害時における活動の効率化など、消防団機能の強化を目的としたI T技術につきましては、導入の必要性については認識しているところでございます。現在、導入に向けて各種システムの比較検討を行っているところでございます。

消防団の機能強化をはじめまして、市の災害対応業務への活用や関係機関との連携などの機能も含め、総合的に精査を行い、本市にとって最適なシステムを導入できるよう検討してまいりたいと、このように考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 今、導入検討されているということで、こういうのを導入するときによくあるのが、近隣のまちに右へ倣えしようとか、結構よくそういうことがあるので、そうじゃなくて、やっぱりほんまに一番消防団が使いやすくて、本当に身になるもの

は何か、別にこの業者を僕は推しているわけじゃないですけど、しっかりいろいろ検討してやっていただきたいなと思うのと、この前、資機材を購入したような補助金、ああいうのも、こういうのの導入経費として適用されると思うので、その辺うまいこと組み合わせてできるのかなと思うんですが、そういったことも検討されてるんでしょうか。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） こういうようなアプリケーションの導入については、ちょうど今年のポンプ操法訓練大会のときに、東消防署の署長さんのほうからお話をいただいておりまして、何かあったとき、当然火災のときもそうですし、例えば、行方不明者さんの捜索であるとか、そういうようないろいろなケースに対応できるアプリケーションがあるよということでご伺っております。

また、消防団さん、消防の活動だけではなくて、当然、水防活動であるとか、市役所の職員も入って、消防団さんと連携を取るようなアプリがないかなということで、今現在、比較検討のほうはさせていただいております。

ただやっぱり、予算のほうが一定数、アプリによっても全然値段が正直なところ違います。そこら辺の費用対効果のほうを考えて、導入できるかどうか必ずしも、導入できたらありがたいんですけども、やっぱりお金の予算が要ることですので、これから導入のほうの検討ということで考えているところでございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 承知しました。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

次は、野洲市における選挙と主権者教育についてということで質問したいと思います。

選挙は、言うまでもなく民主主義における住民の意思反映の手法であります。

しかし、野洲においても、50%から多くても60%前後の投票率となっておりまして、有権者の4割前後が投票を放棄しているというような現状であります。全国的には、これでも、もしかしたら高いほうなのかもしれませんが、ただ総務省のホームページでは、「総務省や中央選挙管理委員会、都道府県の選挙管理委員会、市区町村の選挙管理委員会は、各関係機関の協力を得ながら明るい選挙推進運動に取り組んでいます」と。「明るい選挙推進協会や都道府県・市区町村の明るい選挙推進協議会は、各選挙管理委員会や社会教育団体と協力し、一体となって運動を行っています」とあります。

明るい選挙って何なのかという話なんですけれども、明るい選挙の定義とは、「私たち国

民が、買収や供応といった選挙犯罪や、義理人情などによるゆがんだ選挙を排し、選挙が公正かつ適正に行われ、私たちの意思が政治に正しく反映される選挙、これを『明るい選挙』といいます」というふうになっています。「そしてこの『明るい選挙』をすすめるための運動が『明るい選挙推進運動』です」と。「この運動は、私たちの1票が正しく投票されることを目的としており、国民一人ひとりの政治に関する関心と意義を深めていくものです」。こういう活動をしていますよというふうに書いておるわけです。

そこで、1点目、選挙管理委員会や野洲市の明るい選挙推進協議会は、野洲市の選挙、主権者教育の現状をどのように捉えているのか、お伺いします。

○議長（山本 剛） 川尻選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川尻康治） それでは、1点目のご質問にお答えいたします。

ご質問いただきましたとおり、本市における各種選挙においても、一概には言えませんが、投票率については低下傾向にあります。有権者の政治参加の意識についても低下していると認識しております。

また、主権者教育につきましては、選挙権が18歳から引き下げられ、子どもたちが政治や社会のことに関心を持ち、それを自分事として考えた上で、選挙などに主体的に参加する態度を養うことについては重要なことと考えておりまして、これまで選挙管理委員会では、出前講座や模擬投票を実施し、選挙への興味を持ってもらえる取り組みを進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ありがとうございます。選挙管理委員会や明推協のほうで、出前講座や模擬投票をしていただいているということで、ちょっとその実態を僕、見たことはなかったんですけども、これどういったところで、どれぐらいの頻度というか、できているのか教えてください。

○議長（山本 剛） 川尻選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川尻康治） それでは、再質問にお答えいたします。

模擬投票におきましては、昨年度ですと、篠原小学校と野洲養護学校のほうで出前講座を開催させていただいています。また、本年度につきましては、9月9日に予定しておりますが、これは篠原小学校のほうで予定しています。

いわゆる模擬投票を行っていただくことで、そうした政治の仕組みや政治参加の重要性

等の意義について理解を深めることを目的として実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 出前講座と模擬投票は同じものですか。出前講座の模擬投票。

分かりました。この模擬投票というのは、去年もされているということなんですけれども、どういう投票をされるんでしょうか。例えば、これからそれような選挙の実際のやつをやるのか、一体何に対して模擬投票を、例えば、その学校の中のことの模擬投票なのかとか、その辺、分かれば教えてほしいです。

○議長（山本 剛） 川尻選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川尻康治） 昨年ですと、いわゆる理想の修学旅行というようなテーマを用いて、ちょっと場所は忘れたんですけども、北海道か、沖縄がええかとかいう形で、双方が、いわゆるそこでそのよさをアピールするということで、それを学校の生徒の方が、どちらがいいかというところを、模擬投票にするとそういう形で実施をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ありがとうございます。そうやって、子どもたちに身近な課題で、自分事のことやってもらっているということ、それは答えのないことを決める訓練としてはすごくいいのかなと思いました。

ただ、これ、篠原と野洲養護だけでということで、現状、他のこれは選挙管理委員会や明推協から、例えば、これをやりませんか、やりませんか、やりませんかと言ってとか、やりましょうと言って声をかけているのか、例えば、学校とか側から、こんなんやりたいし、一緒にやりましょうと言ってやっているのか、どういう流れでやっているんでしょうか。

○議長（山本 剛） 川尻選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川尻康治） 継続的にやっている取り組みでございますので、現実的には学校のほうから申し込みをいただいて、選挙管理委員会と明推協の方がそこに出向いているというような状況でございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、次に、行きます。

実際にこういった活動していただいている、活動に対する成果指標であったり、検証、これがどうやったのかとか、今後もっとどうしていったらいいのかとかという検証改善というのはできているのか、お伺いします。

○議長（山本 剛） 川尻選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川尻康治） それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

具体的な成果指標につきましては設けてございませんけれども、毎年、明るい選挙推進協議会と選挙管理委員会において合同で研修会を開催させていただきまして、活動報告を含め、選挙啓発に関する研修、DVDの視聴等を通じて確認、意見交換等を行っているところでございます。

また、選挙管理委員会におきましては、投票時に、これもお質問いただいた経過もあるんですけれども、コミュニケーションボードの導入であったりとか、選挙啓発のあり方について、他市の事例を参考にするなどして、研究をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ありがとうございます。合同研修会等で意見交換、確認されているということなのですが、前段の現状認識においては、両方低下傾向にあるという認識の中で、もっとこうしていこうとか、もっとこうしていったらいいんじゃないかとか、そういう活発な意見というか、この前向きな、いろんなやっっていこうという流れが、現状、明推協や選挙管理委員会の中で起こっている状況かどうかということをお伺いします。

○議長（山本 剛） 川尻選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川尻康治） なかなか活発的な、こうしていったらいいという意見は、正直言いまして、出ていないというのも現状でございます。

ただ、研修に参加していくことは大事ですよというような、そうしたところについては、委員さんのほうからも意見は出ているような状況でございます。

なかなか参加率が、全員参加されてないところもございますので、そうした意見については、出ていたのかなと思います。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 研修に参加するのは大事という意見があるということなんですけど、この研修というのは、一体何、例えばどういうことに対する研修、何を目的とした研修を主にされているんでしょうか。

○議長（山本 剛） 川尻選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川尻康治） 再質問にお答えします。

なかなか目的というのは難しいんですけれども、いわゆる県であったりとか、他市で開催されるセミナー等に参加していただいているというところで、いろんなその時々研修の課題があると思います。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 今の答えだと、恐らく、他市で選挙啓発、こんなんがよかったとか、主権者教育、こんなんがよかったとか、多分そういう話やとは思いますが、結局委員さんが研修に行ってもらって、委員さんになるほどなと思ってもらっているだけではあまり意味がなくて、それを野洲市に落とし込んでもらわないと多分意味がないと思うんですけど、今の話では、なかなかそこまでは行っていないというような現状なんですか。

○議長（山本 剛） 川尻選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川尻康治） まだまだ改善の余地はあると思います。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 今、改善の余地があるということだったんですけれども、市として、これを改善していくためには、何が必要、例えば、マンパワーがもっと必要だとか、関わる人がもっと増えないと駄目だとか、何か明推協とか選挙管理委員会周りにおいて、せっかくこういう機能と組織がある中で、しっかりその役割を発揮してもらえるような状況というのが理想かなと思うんですが、そのためには何が必要だというふうに考えておられますか。

○議長（山本 剛） 川尻選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川尻康治） 非常に難しいご質問なんですけれども、現実的に言いますと、やはり選挙に関心を持っていただくということが、明推協だけでいいですと、一応公募という形になっていますので、公募いただくことが増えるというのは、そう

いうのも1つだと思います。

そうした他市の事例になるかもしれませんが、若い方に参加していただくとか、そういった明推協の活動をどんなふうに充実させていくのかというところで、参加者は増えるかなと思いますが、なかなかこれにつきましては、全国的に同様の同じ問題でございまして、選挙管理委員会自体の組織自体がそれほど強いものではございませんので、そうしたところも含めて、課題がある中で進めていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 非常に難しい答えだと思うんですけども、ありがとうございます。

ただ、例えば、さっきおっしゃったように米原とかだと、たしか高校生かな、大学生やったかな、滋賀県大かどっかの高校生か忘れましたけど、そういう若い人たちと協力して、その子らが明推協に入っているかどうか分からないんですけども、ただ連携して一緒にやっているのか分かりませんが、そういったところのチャンネルをいかに増やしていくとか、そういったところは市という公共でありますから、いろんなところと連携は取れると思いますし、いつも栢木市長がおっしゃっているように、民の力というのも、もしかしたら活用できるかもしれませんし、いろんな選択肢はたくさんあると思います。

ただ、それをどうやっていくかというのは、誰が音頭を取っていくかというのは非常に難しいところかと思うんですが、何か前向きにいい活動しているってなったら、参加する人も、先ほどの消防団と同じようなことかと思うんですけども、やはり必要なことで、やるべきことがあるならば、しっかりその辺はどうやって改善していくかをしっかり考えていってもらいたいと思いますが、今後、そういったところの議論もできるだけ進めていってもらいたいと思いますが、事務局として、より活性化に向けて動いてもらいたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 剛） 川尻選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川尻康治） 再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、改善の余地はあると申し上げましたので、この答弁につきましては、職員も聞いていただいていると思いますので、一定、ただ一足飛びにはできるものでございませんので、少しずつ進められたらなと思っています。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） では、次、いきたいと思います。

選挙に参加することが主権者としての行動だとすれば、その主権者教育というのは、一体どこがメインで行っていくのか。学校との連携というのは、今、篠原とはしているという話だったんですけど、他との連携も含めて、小・中・高、このあたりで教えていただけたらと思います。

○議長（山本 剛） 川尻選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川尻康治） それでは、3点目のご質問にお答えいたします。

主権者教育につきましては、幼少期からの学習は大切なことでありまして、これまでより、主に学校現場において行っているものと認識しております。

選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会との学校連携につきましては、先ほど申し上げましたとおり、要請のあった小中学校を対象に出前講座を実施して、模擬投票を行い、選挙に係る知識、関心を深めていただいているところでございます。

また、選挙に対する関心を高めるため、毎年、啓発ポスターや標語、4コマ漫画などについて募集をしております、各学校に直接依頼をしているところでございます。

特に今年度におきましては、10月13日に執行の野洲市長選挙において、若年層の投票率の向上を目的に、今年に有権者となる市内在住の高校生がデザインした選挙啓発用のポスターを作成いたしました。

このポスターにつきましては、一昨日、9月3日に期日周知のビラとともに市内全戸に回覧をさせていただきました。せっかくの機会、質問もちょうどタイミングがいいので、ご紹介させていただきたいんですけども、昨日の駒井部長のほど大きなボードは用意できませんでしたが、このようなポスターを作させていただきました。

こうしたことを含めまして、167か所の掲示板にも掲載したいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 高校生の今のデザインのやつとか、すごいいいと思いますし、ぜひうまくPRしていただいて、より効果を高めていただければと思います。

そして、これに関して、次の4番に進みたいと思いますが、今、川尻部長のほうからもありましたように、教育という部分でも非常に重要な役割ということで、小学校、中学校での取り組みの充実について、新学習指導要領では、小学校、中学校段階から主権者とし

ての意識の、これ何て読むんですかね、意識の醸成につながるような取り組みを推進することが重要であるというふうにされており、「児童生徒が社会で起きている事柄に興味・関心を持ち、社会の形成に参画する基礎を培うため、学校の所在地や、自分たちの住む市区町村の政治、経済並びに地方自治など、地域の関係諸機関と連携した身近な地域に関わる学習の充実を図る」というふうに書かれております。

また、「社会で起きている事柄について実感を持って考えさせる観点から、現実の具体的な事象（政治的・社会的事象）を模擬的に取り上げたり、議論を通して多面的・多角的に考えさせたりすることができるよう、児童生徒の発達の段階に応じた取り組み、充実を図る」というふうにあります。

社会教育と現代社会の学校教育という観点で、教育委員会は主権者教育をどのように進めていく方針で、実際どのような取り組みをしているか、お伺いします。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、田中議員の４点目のご質問にお答えをさせていただきます。

国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し行動していく主権者を育成することは大変重要なことであると考えます。

現在、市内の小中学校では、小学校６年生と中学校３年生の社会科の学習の中で、国や地方公共団体の政治の働きについて学習をしています。その中で、選挙の仕組みを理解するとともに、国民が政治に参加する重要性について考えています。

ここで学んだことは、将来主体的に選挙に参加しようとする態度の育成につながります。

また、社会科の学習だけでなく、小学校では学級活動として学級会に取り組んでいます。学級会では、自分のクラスをよりよくするためには、どのような取り組みや工夫が必要か学級全体で話し合い、合意形成をしながら、よりよい学級を自分たちでつくっていきけるような自治的能力を育てています。

中学校では、生徒会活動等を通して、集団や社会の一員として、協力して諸問題を解決し、学校生活の充実と向上を図る活動を行っています。

また、選挙に関心を持ってもらえるよう、中学校の生徒会選挙では、実際の選挙同様、立候補者を募り、立候補の演説や応援演説を行い、投票を行っています。その際には、選挙管理委員会で使用される本物の投票箱を借りて使用しています。

社会教育での取り組みといたしましては、令和６年度から生涯学習出前講座のメニュー

の1つに「選挙のしくみ」を新たに加えています。

生涯学習出前講座は、市が行っている仕事の中で、市民の皆さんが学びたい内容について、市の職員等が講師となって地域へ出向き、お話ししているもので、自治会をはじめ、多くの団体が利用されています。こういった機会も活用いただき、主権者教育を広める取り組みを進めています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ありがとうございます。

いろいろ進めていただいている、僕も昔、生徒会とかやった記憶があると思うんですけど、なかなか僕らのときは、先生がどちらかというと主導でやっていて、最近の生徒会とか学級会がどういうことになっているかというのは、ちょっとまた変わっているかもしれないですけども、生徒会とかも含めて、いかに自分たちのことを自分たちで決められるかということを、選挙に行く行かんの前に、自分たちのことを自分で決めるんだよということが多分主権者教育の第一歩かなと思うんですが、そういったところは、例えば、学校のルールであったり、校則であったり、方針であったり、コミスクで方針とか決めたりしますが、そこに、例えば、子どもたちは主体的に関わっているのかとか、そういった部分に関して、現状というのはどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今ほど、議員がおっしゃっていただいたコミュニティスクールでございますけれども、まだなかなか子どもたちが主体的になってコミュニティスクールに関わっているというのは、あまり例としても聞いてないかなというふうに思います。

ただ、大変重要なことだというふうに思いますので、そういった、例えば、学校の目標であるとか、基本とか、ルールとかというふうな中において、子どもたちが自分たちでその目標をつくっていくとかというふうなこと。

一方では、なかなかまだ野洲では取り組めていけませんけれども、学校の教育目標というものを子どもたち目線の中でつくっていくというふうなところも出てきてはおりますので、そういったところ辺の取り組みというものが、幅広く今のこの主権者教育につながっていくようなものになるかなというふうに考えています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 今、教育長がおっしゃった、そういった視点をもって野洲市も進めるというか、いろんなことに取り組んでいきたいというようなことでよかったでしょうか。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今おっしゃっていただいたこと、繰り返しになりますけれども、大事な部分だろうというふうに思いますので、あわよくば、小学校あるいは中学校の教育そのものがやっぱり主権者教育というふうになっていくべきだろうというふうに考えます。

お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） あと、先ほどのお答えに対して、もう一点、中学3年生で、最後、現代社会で、割と最後のほうで結構今のことをやるんですけど、僕も自分のときの印象として、すごくさらっとなんか終わったなという、もう受験も終わりがけみたいな感じのときにさらさらっと流れて、あんまりこう身が、生徒自身も多分あんまりが身が入って、僕は入ってなかったと思うんですけど、何かもうちょっと最後のタイミングで現代社会というより、あれは順番が決まっているのかどうかちょっと僕には分からないんですけど、すごく大事な部分、今の政治とか、縄文時代とかも大事かもしれないんですけど、より自分に近いところってすごく大事だと思うので、その辺も、今まで慣例で中3の最後になっているかもしれないんですけど、もうちょっとタイミングも考えて、そういうところを教えてもらえると思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今、特に選挙のこと、あるいは、政治の面については、特に中学校ですと3年生の公民の、3年生の段階で勉強しますので、一応教育課程というか、カリキュラムが決まっておりますので、その時期になってしまうというのは致し方ない部分なのかなと思います。

ただ、私自身としては、そのときというよりは、やっぱり普段の中での、例えば学級会であるとか、あるいは生徒会活動とかというふうなところを主権者教育というふうにとらまえてもってするほうが効果も上がりますし、やっぱりそういう方面に向けて、子どもたちも選挙に行こうというふうなこと、もう中学校3年生の段階になりますと、もう3年しますと18歳になりますのでね。その辺の段階を考えた中で、学校のほうも活動を考えていくべきだろうなというふうには思います。

お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 教育長に今、答えていただいたとおり、普段からそういう意識でやってもらうのが何よりだと思いますので、期待しております。

それと、再々々質問になるんですけども、現状、大人が4割5割程度、行かないわけですね、選挙に。子どもたちは選挙権がないのでこれからなんですけれども、こういった大人に対する社会教育、先ほど出前講座をしているという話だったんですけども、何か課題というか、その課題意識と何かこれをこういうふうにしていきたいであるとか、いったらいいんじゃないかとか、そういう議論というのは、何か行われているんでしょうか。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今ご質問をいただいた部分について、これですというものはなかなか難しいんですが、子どもたちの中には、「今日、学校でこういうことを勉強してきたで」というふうなことを話をしている子もいます。

そういったことを聞いたときに、大人として、「いや、あんたももうしばらくしたら選挙に行くようになるんやで」というふうなところ辺を、どちらかといいますと、大人のほうから子どもたちに向けて選挙行動を促すとか、あるいは、政治参加をするような意義みたいなものを少し話をいただけると、より具体的に子どもたちもとらまえられるのかなという思いはしています。

お答えになったかちょっと分かりませんが、以上でございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 確かに子どもから大人に伝わっていくことというのもたくさんあると思うので、それも1つかなと思います。

ただ、これもまだ4問目のちょっと再質問になるんですけども、先ほど選挙管理委員会のほうから、篠原ではすごく連携した取り組みをされているということで、これカリキュラムに関することなので、結構早めにいろいろ多分決めないと、なかなか今までやってなかったことをやるって難しいと思うんですが、そういったところに、こういう実際篠原はそういうふうにはやっておられて、非常にいいなという部分もあって、その検証をどういうふうに行われているかなんですが、他の学校にも、こういった選管とか明推協は協力して一緒にやってくれるんだよとか、そういうのをカリキュラムに組み込めるよとか、そう

ということというのはちゃんと連携は取れてるんでしょうか、他の学校に関して。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 正直申しまして、なかなかそこまでのところを十分に私のほうで把握できてないのが現実なんですけれども、篠原小学校は出前講座というふうな形ではあるんですが、他の学校におきまして、日頃の学級会の活動というふうなものの中で、先ほど議員もおっしゃいましたけども、答えが1つとは決まらないようなというようなことをどのように子どもたちが考えていくのかとか、あるいは、解決策を見いだしていくのかとか、日頃の学級の中での課題みたいなものをうまくみんなが話し合いをしながら解決していくというふうなことが、1つの主権者教育につながっていくものではないのかなというふうな思いはしています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） より効果的にできるなら、そういうのも案内等、連携はしっかりしていただけたらと思います。

次、行きます。

総務省では、主権者教育の推進に関する有識者会議取りまとめとかの提言を受けて、有識者をリストアップして、講演や出前授業、長期計画の策定等のアドバイザーとして派遣する取り組みを行っております。

これをやったから何かがすごく変わるということはないと思うんですが、前段から話しているように、これ非常に先の長い取り組みで、主権者教育とか民主主義の熟成というのはもう日本の課題だと思いますので、何かしらでも使えるものとか試せるものはどんどん使っていつてもらったらいいんじゃないかなと思いますが、こういう制度を使って進めていくということもご検討いただいているのか、また、いこうと思うのか、そのあたりをお伺いします。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 5点目の質問ということでよろしいですか。

○3番（田中陽介議員） はい。

○教育長（北脇泰久） では、5点目の質問にお答えをさせていただきます。

小中学校におきましては、一人ひとりが学校生活や社会への関心を高めて、自分たちで学校や社会をよりよく改善していくことができるという意識を持ってもらえるよう、先ほ

ども話をさせていただきましたが、子どもたちが自分の意見をまとめて発表する機会を適宜設けています。

今後も、学校教育の中で、児童生徒の生活に根差した主権者教育の取り組みを行ってきたいというふうに考えていますので、先ほどこっちと紹介いただいたこともあるんですけども、そういったことも含めて、今後、検討してまいりたいなというふうに思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 川尻選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川尻康治） それでは、選挙管理委員会から、5点目のご質問にお答えいたします。

先ほど有識者会議のご紹介をいただきましたけれども、その中でも主権者教育につきましては、幼少期からの取り組みが大切であり、小中学校の段階から指導していくことが必要であるとされております。

先ほどの質問にお答えいたしましたが出前講座における模擬投票の体験については、選挙への関心を高めるための重要な取り組みの1つであり、選挙管理委員会といたしましては、これからも希望される学校には継続的に働きかけを行っていきたいと考えています。

また、今年度から、生涯学習出前講座という、「選挙のしくみ」と題しまして、いわゆる出前講座を開設いたしましたので、そちらについても、広く市民活動団体等に活用いただけるような周知も努めていきたいと思っております。

また、例示いただきました主権者教育アドバイザー派遣の受入れにつきましては、県内ではまだ実施されたケースがありませんので、単発的な講師派遣費用を補助する制度であるため、今後、先進的な事例を参考に研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ありがとうございます。先進的事例を研究ということで、別にこれを絶対しろというわけじゃないんですけど、しっかり制度として準備されて、補助も受けられるということです。まだ県でどこもしてないのであれば、野洲が先進的事例になれると思いますので、そういったことも含めて、検討していつてもらえるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（山本 剛） 川尻選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川尻康治） 仕組みとしては承知いたしていますので、実際に

は出前講座であったりとか、そうしたところ、主権者教育に係るシンポジウムの講演であったりとかの派遣費用ですので、どこまでできるか研究をして、有効であればその取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（田中陽介議員） 終わります。

○議長（山本 剛） 暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

（午前10時43分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第13号、第10番、益川教智議員。

益川議員。

○10番（益川教智議員） 第10番、益川教智です。

それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、カスタマーハラスメントへの対応についてです。

近年、パワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントについてのニュースが連日報道されています。

厚生労働省は、7月に従業員をカスタマーハラスメントから守る対策を講じるよう、企業に義務づける方針を示しました。そこでは、病院、学校、福祉施設といった公共性の高い施設にも同様に義務づけております。

また、東京都においては、全国初のカスタマーハラスメント条例の策定に向けて検討が進められている状況です。

カスタマーハラスメントの定義について簡単に触れますと、厚労省が示している「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」というものがありまして、その中で、「カスタマーハラスメントとは、顧客からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動が要求内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの」とされています。

そこでお尋ねいたします。本市では職員に対するいわゆるカスタマーハラスメントと呼ばれるような事例は確認されていますでしょうか。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、1点目のご質問にお答えいたします。

各所属におきまして、職員につきましては、窓口業務など様々な場面で市民の方への対応を行っている中で、ときには厳しい言動をされる方がいらっしゃいますけれども、その時々状況に応じまして、それぞれの所属において現状対応していることから、カスタマーハラスメントとしてあえて取り上げている事例はございません。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 現状、特にカスタマーハラスメントと捉えてはいないということでありましたが、ちょっと2点目の回答とも共通するのかなと思いますが、2点目についてお尋ねいたします。

特に窓口業務においては、今おっしゃったように厳しいご意見を頂戴することも多々あるかと思いますが、そのような場合の対応について、改めて確認いたします。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

大声を上げられたり、無理な要求を受けた場合につきましては、精神的な負担が大きく、深刻な場合は健康被害を招くおそれもあります。

こうしたことから、対応する職員については、担当者が1人で対応できないときは、同僚や上司を含めた複数の職員による組織的な対応を取るということとともに、情報共有などにより、再発防止に取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 1人では抱えられない場合は、他の職員とも連携して、また、そのことに関しては情報共有をするということがありますが、そのことに関しては、何かその対応のマニュアルであったり、そういうものは策定されているのでしょうか。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 再質問にお答えいたします。

マニュアルと言われるようなものについては策定をしておりますけれども、次の質問でお答えするかもしれませんが、研修等において、そうした対応について研修等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） では、次の質問に移ります。

職員が各種ハラスメントに遭うことなく、安心して働くことのできる環境づくりというのは、これは健全な市政運営には不可欠だと思います。志を持ってこの地域のために働くとして公務員を志した方々が、その能力を十全に発揮するには、やはり職場環境が安心・安全ということは大前提だと思います。そのことについての認識をお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、3点目のご質問にお答えいたします。

職員が安心して働くことで、市役所においては活性化につながることでありますし、職員がより力を発揮できる職場になると考えております。

こうしたことから、職員に対しましては、令和2年度から職階ごとにハラスメント研修を受講し、職員自らがその理解を深めることに努めております。

こうした中で、カスタマーハラスメントについての具体例であったりとか、対処方法等を学んでいるところでございます。

さらに管理職においては、研修センターにおいて、職階別で行われる研修において、いわゆる管理職としてのマネジメントであったりとか、メンタルケアを学ぶ中で、部下が抱えている悩みに気づく力を養って、気軽に相談できる職場づくりを目指しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 今、職員さん、また管理職もということでは言っていました。

では、特別職に関しては、現在、ハラスメント研修等は受講されていますでしょうか。そのような体制はあるのでしょうか。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 職員に対して階層別に研修を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） ごめんなさい、はっきり答えていただいていいですか。特別職に対してのハラスメント研修は、現在あるのか、ないのか、どちらでしょうか。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 再質問にお答えいたします。

階層別ですので、主事であったりとか、課長級であったりとかという職員です。一般職に対するハラスメント研修を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） では、次の質問に移ります。

今まで、これまでのやり取りである程度お答えいただいているかもしれませんが、これまでのカスタマーハラスメントへの取り組みについて、状況をお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 4点目のご質問にお答えいたします。

カスタマーハラスメントの対策の一環といたしましては、令和6年4月から、こちらについては、益川議員から一般質問もありましたが、名札の表記を名字のみに変更しまして、SNSやインターネット上での個人情報を検索し、さらなる被害の未然防止に努めているところでございます。

また、繰り返しになりますけれども、今年度は主に主事級の職員を対象に研修を実施いたしまして、カスタマーハラスメントの内容や対応方法について学び、職員の能力向上を図ったところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） そのような中で、1問目で答えていただきましたカスタマーハラスメントという事例に関しては、担当課、総務部としては認識していないということではありましたが、例えば、窓口業務がしんどいであったり、対人の受付がしんどいであったり、そういうことを原因とした退職というのは、これまであるのでしょうか。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 個々、自己都合による退職をされた方のそれぞれの理由は様々でございますので、それを理由に退職されたということは把握しておりません。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） すいません、今のは事前通告を本来はしておいたほうがよかったですね。失礼しました。

職場環境の悪化、カスタマーハラスメントなどは、職場環境の悪化であったり、他の方々への影響というのもありますし、そこにカスタマーハラスメントを受けたことによって、他の市民さんへのサービスも悪化することにつながろうかと思います。

今後、そのようなことがないように、しっかりと取り組んでいく必要があると考えているんですが、今後の取り組み方針について伺いたいします。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 5点目の質問でよろしかったですか。はい。

カスタマーハラスメントの対応につきましては、今後も研修等を継続的に実施いたしまして、職員の能力向上を図りたいと考えております。

また、1つ事例といたしましては、現在、危機管理課のほうで、警察OBの方に調整官として勤務いただいています。こうした方についても、いろんな様々な場面でサポートをいただいているところでございますので、そうした対応も図っているところでございます。

また、設備の面につきましては、今年度も予定しております電話交換機の更新の中で、録音機能を備えた装置を導入することも検討しておりますので、こうしたことも踏まえて、今後も職員の心理的負担の軽減につながる体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 今の中で、警察OBの方という点があったんですが、いろんな場面对応ということではありますが、想定される場面を具体的に教えていただけますか。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 基本的には不当要求へのサポートという形で来て、それも含めた業務をお願いしているところですので、なかなか具体的にこれやというのはないんですけれども、職員が困ったりとか、少し大声を出されたりとか、なかなか職員だけで手に負えないという言い方は悪いですけど、対応が難しいときなどについては、同席していただいているときもございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 不当要求などは程度にもよるとは思いますが、立派なカスタマーハラスメントに当たる可能性もあると私は思っていますし、カスタマーハラスメント

というものを極小化して解釈するのではなくて、しっかりと職員を守るという観点から、正しく、どこからどこまでがカスタマーハラスメントだということを組織として決定した上で、その決定のもとに対応いただく必要があると思うんですが、その点についての認識をお伺いします。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） こちらについては、２点目のご質問でもお答えさせていただきましたとおり、いわゆる深刻な精神的負担が、いずれも不当要求であったり、カスタマーハラスメントであったり、関係なく、いわゆる関係なくといいますか、あれですが、そうしたことについては、職員の精神的負担が大きいということだと考えています。

いわゆる区別することなくということではないんですが、どちらも職員にとっては受ける被害、心理的な負担は同様のものだと考えておりますので、特に区別することなく、職員の精神的負担の軽減につなげる体制づくりに努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○１０番（益川教智議員） しっかりとその中で組織として対応するというのであれば、やはりマニュアルを作成して、職員に周知の上、現場の窓口対応などに当たっていただくということがやっぱり不可欠だと思うんですが、その点、今後、積極的に取り組んでいただけることがあるのか、お考えを教えてください。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 議員、冒頭ご紹介いただいた厚生労働省のマニュアルについては承知しているところでございますので、こうした内容も踏まえて、今後、先ほど申しましたとおり、職員研修と併せまして、その対応等を周知、また、理解を深めていく取り組みを進めていければと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○１０番（益川教智議員） 今後の取り組みの中で検討いただきたいことがあるんですが、やっぱりこの野洲市という自治体だけでは、なかなかマニュアルの策定にも難しいところがあるのかなと思います。

例えば、近隣都市ではこういう取り組みをしている、県ではこういう取り組みをしてい

るなど、近隣との連携などによってマニュアルを策定することによって、うちだけではなく、自治体としてこういう取扱い、全国の、また、近隣の自治体もこういう取扱いをしているのでこうさせてもらいますという形でないと、なかなかその市民さんの理解というところも難しいのかなと思います。

市民の皆さんにもやはり理解をいただいた上で、職員を守るという観点から、市単独ではなく、近隣自治体との連携なども、今後のマニュアル策定などの取り組みに当たっては、検討いただきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 少し連携というところについては、ちょっと理解が全てできているわけじゃないんですけれども、カスタマーハラスメントの対応マニュアルについては、これオールジャパンで厚生労働省が示されているマニュアルであると思います。

このオールジャパンのいわゆる対策というのは、これが基本ベースになるのではないかなと思いますので、これをいかに周知、職員が知るか、どう対応していくのか、いろんな様々な場面があると思いますので、このマニュアルをイントラに掲示するなり、そういうことはいつでも可能だと思いますので、ただ、全てこうしたマニュアル自体を載せても、全て見るかどうかというのはそれはまた別の話でございますので、そうした中で、今までどおり、こうしたマニュアルを踏まえて研修等、また、職員のスキルアップにもつながっていくような研修を重ねていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 連携というか、ごめんなさい、例えば、民間では、業界団体とかで統一ルールがあったりするわけです。そういう形で近隣の自治体等をまとめた形で何か示せたらいいのかなという観点から、今、質問させていただきました。

最初に申し上げましたが、やはり職員さんがしっかりとやる気を持って働いていただくためには、不当な要求等には毅然として、組織として対応いただく必要が、これは絶対要ると思っています。

その観点で、一昨日残念だなと思ったことがありまして、ちょっと市長にお伺いしたいんですけれども、稲垣議員との一般質問において、かいつまんでそのときの流れを言いますと、公文書公開請求をして、その内容を本人が不服に思ったため、審査請求をかけた。その手続の中で、非開示となっていたものが開示になるような流れだったと認識していま

す。これは組織としての当然対応であったと私は思っています。

その組織として対応したことについて、この場において、インターネット中継もされているこの場において、公衆の面前において、その担当している政策監から謝罪をいただいていないと。謝罪する必要があるのではないですかと、実質的に謝罪を求めるような発言があったと、私は認識しています。

このカスタマーハラスメントの最初に紹介しましたマニュアルの中では、どういうものがカスハラに当たるのかということで事例が挙げられていますが、その中に、土下座を除く謝罪の要求、これも時としてカスタマーハラスメントに当たる可能性があるとしてされています。

かなり政策監も返答に窮しておられましたが、その状況で、やはり行政の長としては、しっかりとした対応、おかしいのではという主張をされるべきだったと私は思っています。

その点について、職員を守るべき長としてどのようにお考えか、教えてください。

（「議長、異議あり。よろしいでしょうか。議事進行、よろしいでしょうか」の声あり）

○議長（山本 剛） 暫時休憩します。

（午前 11 時 22 分 休憩）

（午前 11 時 24 分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、益川議員から、昨日の稲垣議員の発言について、謝罪を求める内容であったという発言でありました。

そのことに関しましては、そのときに、私のほうから稲垣議員に、「一般質問は謝罪を求める場ではない」ということで注意をいたしました。

よって、その問題については、私としては、稲垣議員に注意をしたということで完結をしているというふうに考えております。

その上で、市長に問いたいということでありますか。

（「すいません、議事進行お願いします。もう一度お願いします」
の声あり）

○議長（山本 剛） 暫時休憩します。

（午前 11 時 25 分 休憩）

（午前 11 時 27 分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、稲垣議員のほうから、先ほどの益川議員の発言について、昨日の私からの注意で決着をしているというふうに稲垣議員も認識をしているということで、削除していただきたいという旨の発言がありましたけれども、そのことに関しましては、私は削除までには至らない、昨日の時点で注意をしたということで完結をしたということで説明をいたしまして、稲垣議員にも今、納得をいただいたということでございます。

その上で、益川議員から、市長に答弁を求められるということでしょうか。

○１０番（益川教智議員） はい。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 私の意見ということでございますけども、これはあくまでも定例会の中の一般質問の中で発言された議員の発言でございますので、議会の中で議論をしていただいた上で、その結果というんですか、それはまた私のほうに聞かせていただけたらありがたいというふうに思います。

よって、私は今ここでどうのこうのとお話しすることはないということでございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○１０番（益川教智議員） 今、議会の中でとおっしゃいましたが、まさに議会の中で、我々議員、議会と執行部とのやり取りの中で生まれた発言だと認識しています。

その組織としての対応に稲垣議員が不満があったということで、謝罪を求めるような、ここでの発言をされました。

それに関しては、２回目に関しては、注意され、取り消されているかと認識していますが、１回目については、恐らくそのまま残っていると思っています。

ということも踏まえた上でお答えいただけますか。

（「進行お願いします」の声あり）

○議長（山本 剛） 暫時休憩します。

（午前１１時２９分 休憩）

（午前１１時３０分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員の謝罪要求の件については、私からの注意ということで、昨日でもう完結をしているというふうに認識をしております。

よって、この件については、これ以上のやり取りは不要と考えます。

益川議員。

○10番（益川教智議員） それでは、次の質問に移ります。

懲戒処分についてです。

先日、議会に対して、市立野洲病院長についての懲戒処分に関する通知がありました。

懲戒処分というのは、公務員の義務違反また服務規律違反などに対して科せられる処分であります。今回公表された内容についてお伺いいたします。

まず、前提として、懲戒の種類はどのようなものがあるでしょうか、お伺いします。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、益川議員の1点目のご質問にお答えいたします。

懲戒には免職、停職、減給、戒告の4種類がございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 今言っていたように、犯したことによって、その軽重が決まってくるということになるかと思います。

では、その懲戒の処分基準については、どのように定まっているのでしょうか。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

「野洲市職員の懲戒処分に関する指針」を参考にして、処分の程度を決定しております。

この指針につきましては、人事院で策定された「懲戒処分の指針」を参考に、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を挙げてございます。

なお、処分基準については、人事院で策定された基準とほぼ同等程度となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 私も指針は確認させていただきまして、今言っていたようなことだということも把握はしています。

その中で、次の質問ですが、本件処分について、この「事案の概要」というのが出ておりますが、そこで、「地方公務員法38条1項に基づく任命権者の許可を申請せず」ということが記載されていますが、これは病院長本人が兼業の事実を秘匿したということで間違いないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（山本 剛） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） 益川議員から通告いただいている３点目以降のご質問につきましては、病院事務部長より答弁させていただきます。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） それでは、私のほうからご答弁をさせていただきます。

ご質問の本件処分につきましては、平成２０年１２月に制定されました「野洲市職員の懲戒処分等の公表基準」に基づき、その概要等を８月２日にリリースさせていただいたところでございますが、一般職の職員の人事、とりわけ懲戒処分に係る事案、事柄につきましては、本市情報公開条例の定めにより、元来非公開の情報となっておりますことから、当該基準に基づいて行ったリリース内容以外につきましては、当院のコンプライアンスに照らし、当職において、このような場で申し上げることは致しかねるものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○１０番（益川教智議員） すいません。これ、そもそものところをちょっと確認させてもらいたいんですけど、私、基本的に答弁要求は問３以下は病院事業管理者にお願いしていましたが、問３に関しては、病院事業管理者がお答えいただけるという形で回答者が決まってるんですが、３以降全てにおいて、今、事務部長からの回答ということになっていきますが、それは特に議事進行上は問題ないですか。

ないですか。分かりました。

今、コンプライアンス上ということをおっしゃいましたが、これ、停職３か月というのは、私としては極めて重い処分だと考えています。

毎日毎日ニュースになっている兵庫県知事のハラスメント問題も、あれも知事が公衆の面前、マスコミ対応の中で、「嘘八百」であったり、「公務員失格」とまで言われて、その結果として停職３か月という形になっておりますので、この停職３か月は、私としては極めて本当に重い処分であると考えています。

だからこそ、前回の全員協議会の場合だったと思いますが、この病院からリリースされたこの職員の懲戒処分についてということで、しっかりと手続的妥当性が担保された状態で行われた処分なのか。これだけ重い処分であれば、しっかりと厳格な聞き取りであったり、手続であったりというものが求められるということで質問させていただきましたが、質問の趣旨が分からないということでお答えいただけませんでした。

最低限の情報ということで、これ出していただいているんですが、やはりこれ資料として出している以上は、これについての説明責任というのはあると思います。今、兵庫県でもまさにそれが問われている状況だと思います。

もし、そこに関して、しっかりと説明責任を果たしていただく、私としては必要があると思うんですが、それはないという理解でいいんですね。これは病院事業管理者にお伺いします。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 益川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ご通告いただいております本件処分につきましては、ただいま申し上げましたとおり、係る議場の場で申し上げることは致しかねる事案でございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

一般論として、今おっしゃった本市の公表基準に基づくリリース内容に対して、突っ込んだ質問を受けた等の場合、それに対して説明責任があるかどうかと、そのあたりの解釈でございますが、元来、申し上げたとおり、職員の人事に関することは非公開情報なわけでございます。

非公開情報のところを、公務員のことでありますので、まげて一定の情報は出しましようということで定めをいたしておるのが懲戒処分の公開基準なわけでございます。ある意味、それ以外のところは出してはいけないということでございますので、ただいま申し上げましたとおり、こういった議場の場で申し上げることはできないということでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） これ以外のことは出せないということでありましたが、では、1点だけ、ちょっとこれだけは教えてください。

ここに書いてあることは事実として、しっかりと病院において確認されたもので間違いないですね。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） ご答弁申し上げますが、本件処分に関わることにしましては、当職、当院のコンプライアンスに照らしまして、係るような議場の場ではお答えをさせていただくことを控えさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 係るような場所、議場では答えられないということであれば、どこかでお答えいただける場というのはあるのでしょうか。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 言葉尻というと失礼でございますけども、「このよ
うな」というふうに申し上げたところでございまして、このような議場でございます。

議場をどのように象徴したかと申し上げますと、公開の場ということでございますので、
公開の場においては、ご説明はさせていただけないということでございます。

行政機関の秘匿情報ということでございますので、ご理解はいただけるものと考えてお
ります。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） これ報道等によると、病院長からこの処分についての取消訴
訟が提起されているかと認識しています。

これ、停職が3か月で、明けて、また現場に戻られるということになれば、そこで働い
ておられる病院長が、病院のことを訴えながらそこで仕事をするという、大変いびつな構
造になると思います。

そのあたりのマネジメントはしっかりとさせていただかなければいけないと思っています
が、その点について、認識はいかがでしょうか。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 処分の内容につきましては、リリースさせていた
だいたような内容でございますので、三月後にはその処分が終了するわけでございます。

処分が終了した後は、処分が終了したわけですから、一般職の公務員である当該職員は、
野洲病院、野洲市において奉職されるということでございます。

何かご懸念いただいているようでございますが、当院の考え方はそういったところでご
ざいます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 今の取消訴訟に関しては、訴状は届きましたか。訴状が届い
ておれば、届いているかいらないか。そのことについてコメントを何かいただけますか。病
院側としての認識をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 訴状が届いているか否かということでございます。訴状は届いてございます。

認識に関しましては、昨日、届きましたので、まだ読み解いておりませんので、コメントを申し上げられる状況ではございません。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） では、訴状に関しては、病院側としての認識を、今後読み解いて、どっかのタイミングで教えていただくことができるということによろしいでしょうか。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 現状、明確にお約束することはいたしかねるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） この件に関しては、そもそもの懲戒に当たるのかどうかというところと、処分の相当性、あと、これに関する手続の妥当性などが今後問われてくると思うんですけど、この処分の相当性に関しても、近隣の事例などを見ても、やはり私の感覚としては大変重いなと思っています。

今後、訴訟の中でそれぞれが争われることになろうかと思いますが、病院全体のマネジメントとしてやはりしっかりとさせていただきたいということをお願いして、次に移ります。

3点目、市立野洲病院の現状、また、これからについてお伺いいたします。

今定例会では、令和5年度における一般会計及び各種特別事業会計の決算について、今、審議されているところであります。先日も議案質疑させていただきました。

病院事業会計においても決算資料が出されておりますが、私としては大変厳しい状況であるなということを認識しています。

新病院整備のためには、やはり、この前もご答弁いただきましたが、医業収益を上げて経営体質の改善を図るということは不可欠だと思っています。

そこでお尋ねします。現在、新病院整備の全体の事業費として約120億円、他もろもろ含むと132億円ほどになるかと思うんですが、が見込まれていますが、昨今の市況を

考慮しますと、その範囲内では収まらないというおそれが十二分に出てきているのではないかと思慮しています。その点についての認識をお伺いします。

○議長（山本 剛） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） それでは、益川議員の1問目のご質問にお答えいたします。

昨今の建築物価については、建築物価調査会の調査結果や日本建築業連合会等の資料からも分かるとおり、一定の上昇が続いており、また、工事技能者の賃金水準も大きく引き上がっているところです。

そのため、工事請負契約書にも明記していますが、物価等の上昇により、新病院整備の全体の事業費に変更が生じる場合については、スライド制度の適用に適切に対処する必要があります。

当院におきましては、そのような厳しい建築市場を踏まえて、設計業務においては、バリューエンジニアリングやコストダウンの検証を精力的に実施し、新病院の整備事業費を最小限にとどめるよう努力しているところです。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） できるだけ安く仕上げたいと、何とか努力しているということをお願いいただきましたが、今、ご答弁でもありましたように、建設物価指数も上がってきている、契約したときからもさらにどんどん上がってきている状況で、物価スライドを適用するとどれだけになるのかなという、本当に心配しています。

高等専門学校に関しては、皆さんご存じのとおり、約1.6倍になっています。建てるものが違ったりするので一律には言えませんが、もしそのようなことが本市でも起こるとすれば、150、160、そこまでいってしまうおそれがあると認識していますが、今、答弁中でありました物価スライド条項の適用という観点については、当初の契約から振れ幅がもしあると認識しているのであれば、その点についての考えをお伺いします。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） ご答弁申し上げます。

まず、今、高専の話をお出しになられましたけれども、1.5倍とか1.6倍とか、もしの話を当てはめて、失礼な言い方かも知れませんが、印象操作を行っていただくようなことはちょっと控えていただきたいというふうに、まず思います。

その上で申し上げますと、確かに物価スライド、全体スライドというものになりますけれども、実施設計の完了後に適用をしていきたいというふうに思っております。

内容は、先ほど管理者のほうから申し述べられましたように、建設物価調査会の調査結果でありますとか、日本建設業連合会の資料などから総合的に判断をして、ある意味、客観的に決定をしていくものでございます。

今の段階でその見込み、見通しを申し述べることは控えさせていただきたいと思います。

1 例を申し上げますと、一番、皆様、議員各位の中にもある情報として、いわゆる工事技能者の賃金水準ですね。これ1つ取っても、今まで日本が低過ぎたのかもわかりませんが、5月のメーデー、春闘で、大手ゼネコン、軒並み満額回答なわけですね、5%とか。そういったところから考えましても、スライドに関しては十分に適切に対応していかななくてはならない。それがために、VE・CDと言われるところで設計内容の見直し、できるだけ価値を下げないようにコストを下げていくという手法で、本当にいろいろと検討をさせていただいているということでございます。

今の段階では申し上げられないというふうに申しましたが、少し無責任な言い方に聞こえるかと思いましたので、今おおむねの見通しを申し上げておきますと、今申し上げたように、実施設計が終わった後に、しっかりと計算をして、申し上げたいというふうに考えております。

議会へのご審議に関しましては、もしそれが既決の債務負担行為額を上回るようなことになった場合に関しては、議会へのご説明、ご審議のお願いについては、当初予算の審議と併せて、2月議会ですか、でお願いをさせていただくことになろうというように、今の段階では考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 今ご答弁の中で印象操作ということをおっしゃいましたが、私は、その1例として、「近隣の今回、野洲に縁のある県立高専に関してはこうでありました。ただし、建てるものも違います。面積も違います。一概には比較はできませんけれども、どうですか」という形でお尋ねしたところです。

先ほど、ご答弁の後ろのほうで、「いろんなものが上がっていつている、人件費等もコストも上がっていつている」ということをおっしゃいました。その中で「それぐらい膨らむおそれというのはいないんですか」ということを聞いたんです。心配をして聞いているんです

が、それを印象操作と言われるのは、大変私としては心外です。

伊丹のほうでも病院整備が今行われているということで、ここに関しても事業費がどんどん膨らんでいっていること。それも理由は今答弁いただいた理由なんですけど、やはりどこまで上がっていくのかという天のところが見えないと、他の様々なサービス等にも影響しかねませんので、今言っていたように、また増額されるようであれば、その時々判断になるのかなと思いますが、それが本当に市財政の過度な負担にならないのかという検討は必要なんだと思います。

2 問目に移ります。

新病院での運用に向けて、障がい者病棟の試験的運用というものがなされてきていましたが、その点について、運用状況、現状など含めてお伺いします。

○議長（山本 剛） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） 益川議員の2点目のご質問にお答えいたします。

障害者施設等入院基本料に関しては、令和5年3月27日から当該算定に向けて運用を、西3階病棟において開始したところです。

これまでの運用状況について申し上げますと、まず、昨年9月末までは、当該病棟内にコロナ専用病床を16ベッド確保していたことから、その間の障害者病床として、定数は13でありました。この6か月間、延べ入院患者数は1,726人でありますので、1日平均すると9.4人でありました。

次に、10月からはコロナ転用病床を8床まで減じたことから、障害者病棟としての定床数は35となりました。

そして、この6か月間の延べの患者数は2,986人でありましたので、1日平均すると16.3人でありました。

また、対象患者1人当たりの1日当たりの診療報酬額は、コロナ患者と区別して集計を取れているのが令和5年6月からであるため、それ以降の実績となりますが、約2万9,070円でありました。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 診療単価について2万9,000円ということでありましたが、当初の目標が恐らく4万ほどであったかなと認識していますが、その数字まで上がっていない原因についてお聞かせください。

○議長（山本 剛） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） 益川議員の再質問にお答えいたします。

最も大きな理由というのは、障害者病棟の収益的なメリットを生かす運用が行えなかった点であると考えます。

具体的には、下り紹介を期待していた滋賀医大や県立総合病院からの患者紹介は、当該病棟には年間で8名程度で、そのうち応需したのは4名であり、脳神経内科の体制や患者の重症度などにより、半分は断っていた状況であります。

また、脳血管障害、脳神経疾患以外の適用患者の受入れがあまりなされず、このように低い利用率、あるいは、日当点になったというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） すいません、紹介を断っていた理由について、もう1回具体的に言っていただけますか。

○議長（山本 剛） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） 今お答えいたしましたように、脳神経内科の体制、それから、患者の重症度により、受入れが困難であると、当該神経内科医が判断したということとであります。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 体制と重症度ということでありましたが、体制がどうだからと、あと、重症度が高いからということで、多分そうだと思うんですけども、そこを具体的に言っていただけますか。

○議長（山本 剛） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） 体制としては、3名の神経内科医、病院長含めて3名ですけれども、1点は、非常に呼吸器を使う重症の患者がいて、看護体制で十分に、あるいは夜間、あるいは土日の部分がカバーできない可能性があるのが1点。

2点目は、この時期、福山先生が認知症の治療、レカネマブを滋賀県内で初めて治験施設以外で始めたことで、そちらにかなり神経内科の手が取られて、こちらの病棟の運用について人が回らないというふうな体制であったということも1つの原因だろうと考えています。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 今ほどのお話では、試験的に障害者病棟を運用してきてはいますが、当初の想定よりも利用また単価に関しても、目指しているところには行っていない状況にあると認識しています。

その中で、今後どのようにこの障害者病棟を運用していくのか、その方針について、お伺いします。

○議長（山本 剛） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） 益川議員の再々質問にお答えいたします。

この障害者病棟をどうするかということで、本年7月に検証するとともに、今後のあり方について検討する会議を院内で開催いたしました。

障害者病棟の収益的なメリットを運用するように、院内でまだ検討の余地はありますが、具体的には、神経難病に特化したような運用ではなく、この病棟では、リハビリが出来高で取れることから、リハビリが一定入る肢体不自由の障がい者や、透析による障がい者患者も積極的に受けるようにして、野洲市民の医療ニーズをより踏まえた運用に改めていくように、今現在検討中であります。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） それは病棟としての運用方法を変えるという理解でよろしいですか。

といいますのは、障害者病棟の場合は、たしか3割でしたっけ、一般病棟への転用が可能だったかと思いますが、今の運用では、その対応が可能になるのか、ならないのか教えてください。

○議長（山本 剛） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） 少し、今、説明が不十分だったかもしれませんが、先ほど言った肢体不自由であったり、そういう中で透析をしている患者というのは、適用患者に入ります。7割の患者になりますので、障害者病棟の運用としては、必ずしも神経難病だけではなくて、そういう他の症例を増やすことで運用できるのではないかというふうに考えています。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） この障害者病棟に関しては、病院事業収支に関しても、以前の特別委員会等でも資料を出されて、それを前提として収支なども今後決まっていくと思いますので、そこの向上、単価もそうですし、利用率もそうですし、その向上に向けた取

り組みというのはぜひ進めていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

今年度末での退職予定の医師数についてお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） 益川議員の3点目のご質問にお答えいたします。

今年度末での退職予定の医師数については、正規職員で2名と把握しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） それに関しては、全員の医師の皆さんの意向をしっかりと確認した上での数ということでしょうか。2名減ということですが、そのまま減るのではなく、恐らくどなたかに来ていただかなければ困りますので、現状でも少ない、この前の議案質疑の中でもおっしゃいましたが、現状でも少ない中で回しておられますが、その見込みについてもお伺いします。

○議長（山本 剛） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） 今年度末で退職される医師は、病院長、それから、脳神経内科の副病院長の2名であります。

議員が言われるように、当然内科医が減少するわけで、来年、滋賀医大から1名、派遣が決定しておりますし、他の内科についても、現在、依頼をしているところであります。

また、整形外科に関しても増員のお願いを現在しているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 今、お答えいただかなかったかなと思うんですが、もう一度お尋ねします。今年度末、また、来年度初めにおける病院の医師数について、現状の見込みを教えてください。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） すいません。今年度末の見込みというふうにおっしゃっておられると思いますので、申し上げますと、6年の4月1日現在が正規の職員の医師は12名、4年、5年、6年と変わらない数字なんですけども、12名になっております。

そこから定年退職、前川先生のほうからご答弁いただいたお二人がおられなくなって、

あと、前川先生のほうで決定とおっしゃっていただきましたが、内科医が1名、滋賀医大のほうから赴任いただく、赴任じゃない、ごめんなさい、当院のほうに入職いただく予定となっているということでございます。

その他にも、いろいろと医局のほうにアクセスしていただいているところでございます。

年度末の数字ということになりますと、今、明確に申し上げられるのは、その定年退職のお二人のみでございます。ドクターのこれも人事に関することです、あまり赤裸々に申し上げられるものではないんですけれども、もう年度の後半に入りましたら、事業管理者のほうから、来年度における継続意思等々を順次、個別にご確認いただいて、整理をしてみたい。それに併せて、大学のほうにご依頼をまたさらに申し上げる必要があるなら、していきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） すいません、今の事務部長の答弁、ちょっと分からなかったところがあったんですが、ちょっと前の質問で、「今おられる方に本人の意思を確認されましたか」ということについては、現状、今、勤務いただいているその正規の職員としての医師の皆さんにはまだ確認はしていないという認識でよろしいですか。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 例年、大体9月から10月にかけて、そういったヒアリング、面談を管理者のほうで行っていただいて、例年というか、行っていただいておりますので、現状において申し上げられることは、定年退職の先生のみということでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） ただでさえ少ない状況で、何とか今いる方々に奮闘していただいているというところがあります。

ただ、聞いているところによると、当直などに関しては、恐らくほぼバイトの先生方で回していただいている現状があるのかなと思います。

そうなってくると、当然その単価というのは上がってきますし、やはり医師の少なさ、働いていただける特に若手の医師の少なさというのは、今の病院にとってはかなり致命的な状況にあるのかなと思いますし、次年度においても、これ以上、人が減らないように、

これから恐らく人事関係についてはいろんな、今答弁いただいたように、医局に当たっていただいたり、いろいろなところに働きかけしていただくと思うんですが、そのマネジメントをお願いしたいと思います。

次です。令和元年度には、正規・会計年度任用職員合わせて136名いた看護師数が、本年度4月1日時点においては113名となっております。

この質問、何度かしているかと思うんですが、改めてお伺いします。この減少傾向にある原因について、お伺いします。

○議長（山本 剛） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） 益川議員の4点目以降の質問に関しましては、病院事務部長より答弁させていただきます。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） それでは、ご答弁のほう、させていただきたいと思います。

ちょっとこのご答弁に関しましても、パネルを用意させていただきましたので、しばらくお待ちください。

川尻部長がA3でございましたけども、私はA1で用意させていただきました。

ご指摘の看護師数についてでございますが、市立化をいたしました令和元年7月1日の時点から、今年度4月1日までの全期間を並べますと、確かに正規、会計年度任用職員ともに減少しておりますが、矢印で書いてございますように、令和5年度、そして、この令和6年度の前半、9月1日まででございますけども、におきましては、確保は順調に進んでおります。

したがいまして、議員がおっしゃっているような減少傾向というわけではございません。

同じようなことなんですけれども、かなり広範に及んで広報いただいているようでございますが、現病院の経営状況の悪化が著しいというわけでも特にないということは、昨日の議案質疑を経てご理解をいただいているところと思います。

議員がお尋ねの減少理由についてであります。実際に減少が見られました令和元年度から令和4年度前半のこの間に関しまして、端的に理由を2点、申し上げたいと思いますが、第1の理由は、ちょうど昨年度のこの場で益川議員が福山病院長からご答弁を受けられたとおり、第1の理由は、コロナ禍による感染及び風評被害からの回避が第1の理由であったということでございます。

昨年度、福山先生が述べられましたことをなぞって申し上げますと、「うちの病院でだけではなく、どこの病院でも1,000人規模の病院なら、もう100人近い看護師さんが辞めていますよ」と。「全国的な問題なので、何とかしなくちゃならない」と。「あんまりマスコミが取り上げないので問題にはなっていませんが、これ実は非常に重要な問題で」云々といったことを先生は申し述べておられまして、これには議員も深く得心されていたものと記憶をいたしているところでございます。

これを裏づける公的な資料として、今回ご紹介させていただきたいんですが、日本看護協会のアンケート集計、これを確認させていただきましたんですけども、まさに昨年度の病院長からのご答弁のとおりです。結果として、2022年度に看護師の退職が増加したと回答された全国約1,300の病院の41.5%もの病院が、その退職理由として、COVIDの影響があると分析されているという事実が当該アンケート集計に掲げられていたところでございます。まず、これが1点です。

もう一点、2点目の理由でございしますが、これは実は昨年度のご質問の際、先生の答弁書には、実は事務方としてしっかり用意をさせていただいてたんですが、なぜかちょっと病院長、読み飛ばされましたため、今回初めてこういった場で申し上げることになるんですが、実は令和4年度中に行います令和5年4月の入職者の採用、ここですね、をコロナで患者数が一定少なく安定しているということから、増やす必要はないというように、令和4年度ですから、当時の病院の幹部が決定されて、いわゆるこの令和5年4月採用というのは、ぐっと採用が抑えられていたということでございます。

これは、ちょうどこの期間までですね、令和5年までの間に、議員の言葉を借りますと、減少傾向にあった端的な理由ということでございます。

次に、令和5年度でございします。5年度に入ってからでございしますが、これは減少した年度ではございませんが、当院における看護師の退職理由の集計結果を把握させていただきましたので、ご紹介申し上げますと、ただ、このデータは推定理由というもので集計している部分もございしますことから、詳しい数まではちょっと申し上げないような言い方で説明をさせていただくことをご容赦いただきたいんですけども、一番多かったのは、婚姻などによる転居と、あと、出産・子育て、介護離職と。これあまり社会的にはよろしくない理由であるわけですけども、そういった理由で大半の看護師がやむなく当院を離れておられるということでございます。これ、約4割を占めております。

あと、健康不良が2割弱でございまして、いわゆる他院に魅力を感じて当院を後にされ

たという方については、これは他院のほうが魅力的だったのかもわかりません、相当魅力的だったのかもわかりませんし、いろいろな理由もあろうかと思いますが、1割強であったというようなことになってございます。

以上がお尋ねいただいております、「減少」という言葉は前半の部分だけでございますけども、いわゆる看護師離職の理由とさせていただきたいところでございます。

いずれにしても、新病院に向けましては、看護師の採用に向けた取り組みを強化していくことが、医師とともに1つの大きな課題であると考えておりますことから、看護系の大学や看護学校などに対する職員募集の活動はもとより、一昨年度からは看護師の処遇改善にも取り組んでございますし、本年6月には、聖泉大学、これ看護系の大学でございますけれども、そこと連携協定を締結いたしまして、将来の看護を担う人材の育成を図る中で、当院への採用につなげていきたいと考えておるところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） パネルまでご用意いただき、丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございます。

今後の取り組みというところで、大学との連携などもおっしゃいました。当然数の確保というところも必要だと思いますが、働いていただいている看護師さんのスキルアップも必要だと思います。それらが診療単価の上昇にも上がってくることになろうかと思います。そこについても、しっかりと取り組んでいただければと思っています。

では、次に移ります。

本年度に入ってから、病床の稼働率についてお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） ご答弁申し上げます。

当院の許可病床数は199床でございますが、施設の老朽化によりまして、6床部屋を4床部屋で運用している部屋が複数ございますため、現状、収容可能数は満杯になっても187床でございます。

したがって、ご答弁の内容については、187を分母とした令和6年度の7月までの病床稼働率について申し上げます。

全病棟の稼働率は64.2%でございます。病棟別に申し上げますと、一般急性期は56.9、地域包括ケアは63.5、回復期リハビリテーションは88.1、障害者施設等

病棟では51.8というような数字になってございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 先日の議案質疑でもお話しさせていただきましたが、その収支計画の中で、収支シミュレーションか、経営強化プランの中でも目標設定がされていいますが、やはりそこと比べてもかなり低い数字であると言わざるを得ません。

先日もお尋ねしましたが、この解消に向けた取り組み、今後の方針をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） ご答弁申し上げます。

先般も申し上げましたように、当該プランに掲げております数字は、令和9年度末において当院が達成したい、すべき計画値でございます。

つまるところ、新しい総合体育館東側市有地における野洲市民病院での数値を掲げているわけでございます。

したがいまして、当然のことながら、老朽化した施設、それに伴って、確保が困難な医師、常勤医師。そういった現状の中で、その他の医療スタッフ、看護師、セラピスト等、必死になって、医師ももちろんですけども、医療に当たっていただいております。

とにかく新しい病院にならないと、今の病院建物では本当に相撲が取れない状態でございますので、一刻の猶予も許される状況でないということはかねがね申し上げているところでございます。

もちろんですね、新しい病院になって、すぐさま、患者が増え、医師が増えるわけではございませんので、今、管理者がおっしゃっておられますように、新しい病院のプランとですね、プランというのはいわゆる建物のプランももちろんでございますが、その中で行う医療のプランも明確にしながら、今、滋賀医科大学のほうに、大学のほうに本当にかんりの頻度で各医局を回らせていただいております。

単純に頭を下げて、よろしくお願いしますと、何々運動のようなことではなくて、具体的にこういう医療を目指すから、こういう先生をお願いしたいということを明確に依頼をさせていただいているところでございます。

いろんな医局で反応は様々かと思いますが、そのあたり、前川先生のほうでいろいろとご苦心いただいているところでございます。

テイクオフという言葉が院内でも使っておりますが、新しい病院に向けて離陸ができるように、今の病院でもできる限り、このあと2年半ございますが、6年度、7年度、8年度、この3か年で、できるだけ益川議員がおっしゃるようなプランに掲げている数値に少しでも近づいた上で、新しい病院に至りたいというように考えておりますので、ご支援のほうをよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） スタッフの方々が努力されているとは当然思いますし、頑張っている、本当にコロナなどありましたし、そこで働いていただいている方々に関しては、本当にありがたいしかたです。

前川先生にお尋ねしたいんですが、事業管理者として入職される前にも副院長として働いていただいたはずで。その中でこの厳しい経営状況も十分ご認識いただいていたと、私は思っています。

その中で、事業管理者として経営をマネジメントするんだということ、そういう覚悟と責任を持って、今そこにいていただいているんだと思いますが、数字としてやはり上がってきておりません。この現状は、私は指摘せざるを得ないですし、今、事務部長のほうで何とか頑張ってこの目標に到達するようにするんだということをおっしゃいましたが、令和5年度、1年間見ていただいた令和5年度、そして、令和6年度においても、なかなか稼働率等が上がってきていない現状で、どうしていくかという具体的な方針をぜひ示していただきたいんですが、お伺いします。

○議長（山本 剛） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） 私が最初、副院長として、令和4年に野洲病院に来て、経営状況等は当初から理解をしております。

基本的には、福山病院長、私より2年前からおられるので、病院の特に医療に関しては、福山病院長にお任せをして、私は主に新病院の整備に関して、議会も含めて対応しております。

残念ながら、福山先生では、私も駄目なんですけれども、新しい医師を確保することができない現状は変わっておりません。医師を確保する1つの方法としては、もう新病院しかないというのが私の当初からの考えであります。

各医師も含め、医療スタッフ、非常に頑張っておりますけれども、老朽化し

た施設であること、そして、医師数が少ないこと等、一昨日の答弁でもお話ししましたが、令和元年、市立病院化してから以降の医業収益はほとんど、コロナの影響を受けた時期以外、ほとんど上昇しておりません。これが現状であります。

施設の問題、医師の問題、医療スタッフの問題、全ては現状のままでは解決しないと。その解決の唯一の方法が新病院であります。

ところが、新病院ができたからといって、すぐに医師が来るかというと、そんな甘いものではありません。医師も、今は選択、この病院に行って研修ができる、待遇も含めてそういうことがあります。その環境を整備すること、私、今、次やっていることは、そのハードができたならソフトをいかにするかということで、滋賀医大の各教授とお会いして、私も滋賀医大にいたときには、各病院からそういう依頼を受けて相談に乗った経緯がありますので、いずれにしても、若い先生が働いてもらえるような場所をつくらないと、どうしようもないわけで、先ほど、今年度2名の先生が退職されますが、どちらも当直されない先生で、4月に来る内科医は当直できる医者が来ます。若い先生をいかに集めるかというのが私の仕事であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） もちろん新病院整備に向けた取り組みというのは、前川先生に求められることではありますが、しっかりと今の足元ですね、今もまさに病院のほうで診察していただいている方々がいて、診療を受けに来られる方々がいてということがあります。その足元をしっかりと見据えた上で進めていく必要があると思っています。

収支計画について、経営強化プラン等に定められている目標数値ですね。これらとの整合性がこのままでは図れないんじゃないかと私は心配しています。

新病院が整備されれば、経営も一定改善のめどが立つということを言われましたが、その中でも、ただ、すぐにお医者さんが来るわけではないということも併せて言っておられます。

現状、この厳しい状況で、新病院が建ったから経営がよくなるんだと、私は素直にはそう思えないんです。どちらにしてもいばらの道だとは思いますが、今回の新病院整備に際して、医師確保ということをおっしゃいましたが、例えば、整形外科医の確保というのは不可欠だと思います。

その点に関して、新病院が建った場合には、しっかりその確保が図れるという認識で

よろしいでしょうか。

○議長（山本 剛） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） 先ほどの答弁、私、答弁を繰り返しますが、新病院ができたから医師が集まるわけではないと私もお話をいたしました。いかに、新しい市立野洲病院がどういう病院であるかという構想を明らかにして、その構想に共感いただける医師を集めるということが目的であります。

今、益川議員が言われたように、将来像としての市立野洲病院は、やはり整形外科がある。今回、野洲市と共同研究講座も結びましたけれども、今後、フレイルやロコモの患者が増えることも踏まえて、非常に重要な分野であるということ。

そしてまた、今回、回復リハビリ病棟を増床する等、そういうことも目指しておりますので、ある程度特色のある市立野洲病院にしたいと考えて、その中心は整形外科であるという趣旨を今井教授にも伝えておりますし、ある程度賛同をいただいていると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 最後の質問に行きます。

本年度に入ってから、現時点までの医業収支についてお伺いします。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 6点目の質問にお答えをさせていただきます。

本年度に入りましてからの医業収支につきましては、現時点で7月末までの集計をいたしております。

ただ、年度途中の集計であり、市からの医業収益に含まれるようなところも含めて、繰出金の計上を行っていませんし、あと、減価償却についても月単位では行っておりませんので、それを前提にお聞きいただきたいと思います。4、5、6、7の4か月間の累計で、現在マイナス1億7,000万円、医業損失となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 再質問させていただきます。

前川先生にお尋ねします。先ほどからのやり取りの中で、ちょっと繰り返しになって恐縮なんですけれども、現在の病院の経営がなかなか厳しい、利用率も上がっていない、診

療単価も目標値よりは低い状態である。障害者病棟の運用によって、一定、経営の改善が図れるかなと思っていましたが、そこも目標としていた数字には上がっていないというような現状を考えますと、これまでに出示していただいていた事業収支計画があると思うんですが、その見直しというものを図る必要があるのではないかと、私は思います。

将来どうなるか、新病院整備後どうなるか分かっていない現状においては、今の数字をやはり一定反映した上で、市民、議会に示していただいて、その上で判断を仰ぐという必要があると私は思うんですが、その点に関してのお考えをお聞かせください。病院事業管理者にお尋ねしています。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 数字のことでございますので、議員、遺憾とは存じますが、私のほうで答弁をさせていただきます。

まず、益川議員のそういったご質問の前提にあることが、現病院の経営が著しく悪化している。これたくさんのところでリリースされておられますけども、その経営が著しく悪化しているというところにご質問の背景があるんじゃないかなと拝察するところでございます。

また調子に乗ってパネルを出すんですけれども、時間が押していて大変申し訳ないんですけど。

今ご覧いただいておりますのは、決算額とは異なります。医業収益の決算額とは異なります。何かというと、病院で患者さんが入院されて治療を入れます、ケアを入れます。月末で締めるんですね。月末で締めて、さあこれから請求しようという、その金額の合計、年度単位の合計なんです。上は月ごと、下は年度単位の。

これ、なんで決算額と食い違うかと言いますと、例えば、特に4年度、5年度多かったんですけども、コロナについては、公費負担医療なので、番号が定まるまでは請求を保留しないと駄目なんですね。そうすると、年度は超えて、そこで様々な月遅れとか、いろんなことが生じて、決算上は、昨日申し上げましたように、医業収益も前年度より大きく下回っているようになっております。

それには、介護事業であるとか、あと、市からの繰入金が医業収益から医業外収益に振り替えられたとか、複数の理由があるんですけれども、入院収益に今特化して、ごめんなさい、グラフ化してございますけれども、入院収益に関しては、決算書上の入院収益は4,400万円たしかマイナスだったと思うんですね。

ところが、これご覧いただきたいんですけども、今申し上げたように、いわゆる水揚げですね。月末でざっと集計して線引いた段階の額、これ診療報酬稼働額という言い方をしておりますけれども、ご覧いただきたいんですけども、これ令和4年度、これ入院ですけど、16億7,079万8,000円。

それに対して、4,400万円、決算書上、落ち込んでいるんですけども、稼働額に関しましては、16億8,520万円なんです。これ僅かですけども、1,500万円ですけれども、病院のアクティビティーとしたら、入院医療のアクティビティーとしたら、「一段と悪化し」とかおっしゃっていますけど、深刻な状況になっているというふうに、今年度の決算を見ておっしゃっておられるんだろーと思うんですけど、病院の入院医療のアクティビティーとしたら、実は少し、全体でも増えてるんです。

ちょっと、わざと写らない、見えないようにしているんですけども、この上に薄い囲いのところがありましてね、これ、コロナなんですよ、コロナ。コロナ、4年度、3年度はたくさんありましたよね。5年度はかなり少なくなりました。目を細めて見ていただくと、細い目で見ていただくとありがたいんですけども、コロナを除く医療に関しては、これ緑のところは障害者病棟、それほど上がらなかったんですけども、それでもかなり右肩上がりであるのをご理解いただけると思うんです。

次のこのグラフ、これ見ていただいたらアクティビティーが上がっていることはもっとご理解いただけると思うんですよ。これ月ごと、月ごとです。4年度の、これ入院の患者数ですね、患者数。4年度、5年度で、これ半期ごとで集計していますけれども、間違いなく、何もなかったコロナ前の、令和2年度と、2年度はコロナか、コロナ前ですね、医療としてはコロナ前ですね、と比較しても、過去最高なんです、患者数としたら。

それだけ、今、前川先生おっしゃったように、今の病院で何もせずに手をこまねいているわけじゃなくて、これは益川議員もおっしゃっておられますけれども、医療スタッフが本当に乏しい医療資源の中で、それを駆使し、工夫しながら、患者数を増やしてくれているわけです。

決算額の説明になっていますので、もう一つ申し上げますと、これ、年度ごとの診療報酬単価、いわゆる日当点ですわ。この黒いのが全体なんですよ。

前川先生、今、答弁でおっしゃった「コロナを除けば、ほとんど変わってない」というふうにおっしゃいました。それ、これ見ていただいたら分かるんです。結局、日当点、引き上げているものはこの緑なんです。これコロナの診療単価です。1日入ったら、普通の

急性期病棟だと大体4万円ちょっとなんですけども、コロナの入院を1人受けたら、特別措置期間中ですけど、キャンペーン期間中みたいな言い方してますけども、9万7,379円という、むちゃくちゃ効率のよい報酬を頂けたのが、5年度ぐっと減って、数でも減って、もう6年度はもうないんですよ、それが。

そういう状態の中で、確かに決算書上、数字としては、いろんな差引きがあって、マイナスになっていますけれども、アクティビティーとしては上がっているということを十分ご理解いただいて、本当にスタッフ、ネガティブ情報に心を打ちのめされております。そういったこと、真摯に受け止めるべき情報は、ネガティブであっても受け止めていきたいとは思いますが、そのあたり、十分にご理解いただいてご支援いただきたいというのが、病院で働いておる私どもの心からのお願いでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 今、事務部長のほうから大変丁寧な説明をいただきましたが、病院事業管理者の認識としましては、経営は悪化していないという認識をお持ちだということよろしいですか。その点だけ確認します。

○議長（山本 剛） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） 私がお話ししましたのは、市立化以降に関して言うと、変わっていないと。先ほど言ったように、収支上で出てくるのは投資ですよ、MRを買ったりとか、去年は電子カルテを導入しました。そういう減価償却費が億単位で、経理上はマイナスになります。

さらにコロナのことで補助金がありまして、キャッシュフロー的には開院まで十分に持ちこたえられるだけの財務的な安定はあるということをお伝えしたいと思います。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） コロナのキャッシュフローに関して、1点だけ、最後確認します。

マックスで26億、27億ほどあったかと思うんですが、現状の数字を教えてください。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 答弁申し上げます。

令和5年度の期首が27億だったと思います。それから、期末が34億弱であったかと思っています。ちょっと現状、4か月後の今の数字は、6月ボーナス払ったり何やかやしてい

ますので、それよりは減っている。

ただ、私の記憶の範囲ですが、監査の資料を事前に見た際の記憶だったと思いますが、30億少しは、前川先生おっしゃったように、今も維持できているということでございます。

以上でございます。

○10番（益川教智議員） 終わります。

○議長（山本 剛） 暫時休憩いたします。再開を午後1時40分といたします。

（午後0時38分 休憩）

（午後1時40分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第14号、第16番、橋俊明議員。

橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 第16番、新誠会、橋俊明でございます。今回は3点にわたり質問させていただきます。

それでは、1点目、大篠原、小堤の両新池整備についてを質問します。

大篠原と小堤には、奇しくも偶然ながら新池というため池が存在し、両自治会の農業用水のため池として重要な役割を果たしております。

スライドをお願いします。

これは位置図でございます。西池、これは国道の横の池でございます。その右下のほう、これは光善寺川沿いの大篠原の新池でございます。それと、下のほうが小堤の新池でございます。ややこしいんですけど、偶然にも名前が一致をいたしております。

これが大篠原の新池の風景でございます。山手でございますので、風光明媚なところだと思っております。

また、これが小堤の新池でございます。ここはやはり非常に澄んだ池でございますので、いろんな魚もコイもいます。そういったところでございますので、よろしくお願いいたします。

今回、ため池耐震調査等の結果から、改修が必要と判断されたことによりまして、防災重点農業用ため池整備事業計画作成業務の委託料が今年度、市の予算に計上されており、この大篠原並びに小堤の新池整備について質問をいたします。

問1、まず、ため池耐震調査につきまして、両新池の耐震基準値と調査結果について伺

います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

耐震調査の結果でございます。耐震調査につきましては、土地改良事業設計指針に示された耐震照査方法で実施をしております。設計指針では、堤体の安定計算を行い、安全率を1.2以上確保することが基本となっております。

大篠原の新池につきましては、堤体の池側、水のあるほうです、が1.138、その逆、外側が1.168でございます。

小堤の新池につきましては、池側が1.226、外側が0.921となっており、両池とも基準を満たしていないという状況でございます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） ただいまの答弁では、安定計算を行い、安全率を1.2以上確保することが基準になっているようでございます。

両池とも基準を満たしていないということでございますけれども、今の答弁聞きまして、大篠原の新池につきましては、両方とも基準を満たしていない。小堤は池側が1.226でしたかな、そして、外側が0.921。小堤の新池の外側の0.921が極端に低い数値となっておりますけれども、これにつきましては、あそこの池はちょっと高いところにございますので、池の高さ、並びに、その部分、堤防の法尻、法の延長が長くなっておりますので、こういったことから安全率が低くなると私は推測いたしますが、この考えに対する部長の見解を伺います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） 橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

池の違いといたしましては、目視によるところによりますと、議員おっしゃいますように、小堤の新池につきましては、外側の堤体が長いという部分がございます。

それがどう関係しているかという部分につきましては、ちょっと今、手元に資料を持っておりませんので、ちょっと確認を取らせていただきたいというふうに思います。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 確認ということでございますので、分かった範囲で結構でございますので、議会が終わったときでも結構でございますので、その数値を、また連絡いただければ幸いです。

それでは、問2に移ります。大篠原地先では、令和5年度におきまして、西池もため池耐震調査が行われました。

これが西池のハザードマップでございます。ちょうど真ん中に西池がございますけども、この西池、並びにこの西池はもともと大篠原の新池から排水を受けておりますので、また、西池は貯水量も多く、また、新池の影響を受けることになりますので、さらに工場地域や集落にも影響が大きいので、西池の耐震調査の結果を伺います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

西池につきましては、耐震調査の結果でございますが、令和3年度に市において実施をした耐震照査において、基準を満たしておるということを確認させていただいております。

西池につきましては、国道8号線に隣接いたしております関係上、ため池の重要度区分が3段階の上位、最上位となりますAA種となっておりますことから、令和5年に滋賀県がさらに精度の高い耐震照査を実施されたところでございます。

その結果におきましても、耐震性能を有しているという評価をいただいておりますというふうに報告を受けております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） ただいまの答弁でございますけども、ある程度市の耐震調査では基準を満たしている。また、西池は、国道8号、先ほども申しましたとおり、隣接しておりますので、重要度区分が高い3段階のAA種とおっしゃいましたかね。そういったことから、令和5年度に滋賀県がさらに高い精度の耐震調査を実施されたということで、それでも耐震性能を有しているという評価がなされたようでございますけども、再質でございます。その県の調査における基準値と結果の数値を伺います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

県の調査につきましては、いわゆる堤体の沈下量を測る調査でございます。池として使用をしておる、長い期間になりますが、その期間において、確率は低いですが、大きな地震が来ると想定したときに、その堤体がどの程度沈むか。逆に言いますと、堤体が池の水面よりも沈んだ場合は越水します。その関係で沈下量のほうを測る調査というのをしております。

県の調査につきましては、L2地震動に対する堤体の沈下量と許容値を比較した耐震調査として判断をされておるところでございます。

沈下量につきましては、許容量が1.63メートルに対しまして、最大沈下量は0.039メートルということになっておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 今説明を受けました。もともと沈下量で判断をするということでございます。許容値は1.63メートル。実際の数値は、0.039メートル。ということは、3センチ9ミリということですね。許容値に比べると、やっぱり十分数値は満たしているということでした。ありがとうございました。

それでは、問3に移ります。

次に、今回の防災重点農業用ため池整備事業は本市で実施するかどうか。事業実施主体及び補助率、財源内訳を伺います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

防災重点農業用ため池の整備を進めるに当たり、滋賀県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画に、国、県、市などの役割分担が明記されておるところでございます。

当計画におきましては、整備事業計画の作成につきましては、市が実施をすると。受益面積が2ヘクタール以上の防災工事などにつきましては、県営で実施するというように定まっております。

財源の内訳につきましては、整備事業計画の作成に当たりましては、国が100%支出をいたしますので、それをもってさせていただきます。

また、工事などにつきましては、国が50%、県が34%、市が16%となっておるところでございますが、これにつきまして、池の重要度に関しまして、若干変わる場合がございます。かさ上げをされるというケースがございます。最終的には、今回出します計画に基づいて、事業採択を経て決まるということになっております。現時点では一般的な数値を答弁させていただいたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） ただいまの答弁を聞いていますと、まだ確定したものではな

い。実際にそういった申請をして、初めて整備主体といいますか、それによって、いわゆる国なり、県なり、市の補助率が決まるというふうに理解していいわけですが、今、一般的な数字だけは教えてもらえますか、財源の内訳。国が何%、県が何%、市が何%。これは確定ではないということは承知の上で再質させていただきます。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） 再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申しあげました比率につきましては、いわゆる一般的な数字でございます。ここに緊急度、例えば、いわゆる8号線なり、そういうのに決壊時に影響を及ぼすといった場合には、池のランクが少し上がります。そうしたときの財源につきましては、国が55、県は変わらず34、市が11という形になるというところでございます。

いずれにいたしましても、最終的には、事業採択を経て決まるというところでございます。

負担割合としては、この2種類になりますので、いずれかというところに落ち着くものと考えておりますし、現行、当方の考えておるところでは、いわゆる危険度という点では高くないというふうに考えておりますので、見込みでは1番目に申しあげました国50という形になろうかなというふうに推測をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 今の答弁では、国50、県34、市が16と11の2段階に分かれるということでございましたけれども、恐らく16になるのではないかということなんですけど、これはまだ確定したことではないということを承知の上で聞きますけども、今の答弁を聞いていますと、両池の整備については、これは地元負担がないものと理解してよいのか、伺います。

なぜ確認をするかといいますと、やっぱり大篠原や小堤のところって非常に苦しい財政状況を強いられておりますので、そうした自治会運営を考えてきて、確認させていただくものです。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

地元負担の有無という点になろうかなと思います。農村地域防災減災事業でございますので、こちらの採択を今、目指しておるところでございます。

現在、これの場合に国が示しております負担割合の指針というのがございまして、その中で、いわゆる農業者、地元ということになります、その負担はゼロというふうになっておるところでございます。現時点、地元負担はゼロでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 地元負担はないという予定でございますが、確定ではないと。ありがとうございます。

それでは、再々質問いたしまして、事業年度計画を伺います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） 再質問にお答えをさせていただきます。

事業年度ということございまして、お聞きいただいておりますのが大篠原の新池と小堤の新池ということになろうかなと。

まず、大篠原の新池でございます。今年度、現在やっておるところでございますが、令和6年度に整備事業計画を作成するということになります。そして、翌年、7年度に事業採択の手続に入らせていただきます。その後、令和8年度以降ということになりますが、実施設計、それを経まして、工事着工という予定でございます。

続いて、新池のほうでございますが、令和7年度、来年度になりますが、整備事業計画の作成という予定をさせていただいております。翌年、8年度に事業採択手続に取りかかりまして、令和9年度以降、実施設計、そして、工事という予定で、現在、協議を県と進めておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 大篠原と小堤、計画策定も事業計画の作成、これが6年、7年になるということでございますけども、完成は大体いつ頃になるか。推測で結構でございますので、現段階では。教えていただけますか。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） 何分、整備事業計画ができてない段階での予測ということになりますので、本来でありますと、整備計画を作成してスケジュールを立案していくという流れになります。

ただ、ご心配いただいているところかとは思いますが、一般的には実施設計に1年、そ

して、その後、工事ということになりますので、工事には１年から３年程度かかると。それはその池個々の状態によって変わってくると思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○１６番（橋 俊明議員） ありがとうございます。実施設計、並びに考えると、完成まで１年ないし３年かかるというようになりますので、案外時間がかかるなということを考えるんですけども、今回の台風１０号でも発生いたしました線状降水帯による被害を考えますと、やはり早期の事業完成が望まれます。

というのは、両池とも山手のほうでございますので、やっぱり非常に不安要素が高こうございますので、できるだけ早急にとということもございますので、そこで再々々質でございますけども、できるだけ事業の前倒しはできないものかどうか、伺います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、ご質問のほうにお答えをさせていただきます。

ため池の防災事業につきましては、今、ため池特措法に絡みまして、全国で執り行われておるところでございます。

当然、国における予算、さらに県における予算というところがございますので、そのあたり、なかなか前に進めるのは難しい点があるのかなというふうには考えております。

ただ、先ほど申し上げました事業採択と実施設計の関係性で、ここで一年一年という形になるのか、そのあたり、ちょっと未確定な部分がございますので、ひょっとしたら短縮ができるとするならば、このあたりの進み具合というのによるかなと思いますが、いずれにいたしましても、事業量等を把握するための事前の整備事業計画がまだできておりませんので、ちょっと未確定な部分があるということをご承知おきいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○１６番（橋 俊明議員） ありがとうございます。先ほど言いました両池の整備の池の位置、立地状況、こういうものを考えまして、できるだけ早期に完成するようにお願いしておきます。

それでは、問４に移ります。

市内におきまして改修が必要と判断されたのは、両新池だけなのか。他に改修されるため池はあるのかどうか、伺います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

令和3年、4年度に実施いたしました耐震照査の結果でございます。

改修が必要となったため池につきましては、先ほど申し上げました両新池、新池ですね、その他には、宮池、桜生にある池でございますが、そちらが対象となったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 他に改修されるため池としまして、桜生の宮池が挙がっているということでございます。これは、補助率等は、先ほど聞きましたああいう補助率と同様かどうか、伺います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

宮池の改修に係る部分でございます。宮池につきまして、現在、昨年に事業計画を策定、令和5年度ですね、事業計画なり事業採択に向けた手続をさせていただいておるところでございます。こちら、先ほど申し上げました池の危険度といった点におきまして、AAランクということになっておりまして、いわゆる55%、国のほうにおいて、55、県が34、そして、市が11という割合になっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 補助率は、宮池は危険度が高いAAとなるんですかな。危険度が高いために補助率が高くなっているということで、としますと、両新池、小堤、大篠原の新池につきましては、ランクはAランクですか。それを伺います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） 再質問にお答えをさせていただきます。

両新池のランクに関しましては、共にA種ということになっております。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） それでは、この両新池整備に関しまして、大篠原並びに小堤の自治会長より、要望書を地元選出の武村農林水産副大臣に提出されまして、共に現場を

確認していただいたところでございます。

この要望書の内容に関連して質問をいたします。問５でございます。

両池とも、先ほどスライドで示したとおり、山手の環境資源に恵まれた立地でありまして、７月２７日には、大篠原の新池下流の通称流川では、近畿農政局も参加していただき、子ども会の生態観察会が実施され、ゴリという魚もごございますので、そういった最近あまり見られない魚類などの生態系資源が確認されました。

今回の防災重点農業用ため池整備に関連して、このような生態系資源にも配慮した整備ができるのかどうか、伺います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） ５点目のご質問にお答えをさせていただきます。

防災重点農業用ため池の整備事業計画の作成の段階で、ため池及びその周辺において生態系等の環境調査を実施し、環境に配慮した整備方針を作成いたします。

この方針につきまして、県が設置いたします環境情報協議会において、専門家や地域住民の代表と意見交換を行い、その結果を整備計画に反映することから、生態系資源に配慮した整備は可能というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○１６番（橋 俊明議員） 今の答弁を聞かさせていただきました。県が環境情報協議会を設置すると。その中で地域の住民の代表なり専門家と意見交換をして、という答弁でございましたけども、そうしますと、そこで大篠原や小堤の代表者も参加するのかどうか、伺います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

協議会のメンバーに地元が入られるかという点になろうかなと思います。

この協議会につきましては、当該エリア、大津南部地域ということになるんですが、こちらにつきましては、大津南部地域環境に関わる情報協議会というのが設置されるところでございます。

そして、地元の、いわゆる地域住民代表というのの選出ではございますが、これにつきましては、そのエリア、大津南部農業振興事務所管内を単位としたその中で、地域住民代表という形で委員が選出されるというふうに定まっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 大津湖南という単位の中の代表ということでございます。それを聞いて安心したというのは失礼でございますけれども。

それでは問6に移っていきます。

両新池の堤防敷は法面の面積が広く、生い茂る雑草の管理に苦慮しており、また、両自治会とも高齢化率は高く、地域の河川堤防敷やため池の除草の人員確保にも苦慮している現状であります。

将来懸念されるマンパワー不足を考慮しまして、維持管理軽減対策として、例えば、堤体の草刈りが大きく軽減される工法を取り入れるなどの検討を考えておられるのか、伺います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、6点目のご質問にお答えをさせていただきます。

両池で実施する工事につきましては、防災対策工事でございます。その関係で、防災対策として必要のない維持管理軽減対策のみに資する工法を取り入れるということは困難というふうに考えておるところでございます。

それと、先ほど1点、発言させていただいた中で修正させていただきたいと思います。

宮池の関係でございます。宮池の、聞いていただきましたいわゆるランクのほうでございますが、見誤りまして、宮池「AA」と答えてしまいましたが、宮池のランクにつきましては「A種」ということになりますので、訂正をさせていただきます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） そうしますと、補助率が異なるということでございますので、小堤と大篠原の新池については、先ほどA種ということをおっしゃいましたけども、そのランクが変わるかどうか、それを伺います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） ランクにつきましては変わりはないと思いますが、いわゆるご心配いただいております、いわゆる補助率の部分になろうかなと思いますが、その部分につきましては、先ほど来ご説明をさせていただいておりますように、最終的には事業採択を経て決まるということになりますので、その部分については、現時点でどうなるかというのをお答えするのはちょっと難しいという点でご容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 維持管理、草刈り等の軽減対策はちょっと工法は無理だということでした。

現在、河川愛護、これは一級河川、準用河川、普通河川に、ある程度補助金なりが利用されますけども、こういった河川愛護の中にもため池等の中にも入れていただくようなことも、引き続き、また今後要望していきたいなと思っておりますので、それは、都市計画の分野だと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ナンバー2の河川法定外公共物の改修について伺ひます。

大篠原の新池の余水履きの排水路は、これが新池の写真でございますけど、左側が法面、ここに普通河川、旧法定外の水路がございます。

そして、これが新池の余水履きでございますけども、この余水履きと先ほどの普通河川が合流しまして、下流にこのように流れておるわけでございます。

これが下流から見た、余水履きに向かつての図面でございます。左側の法面も荒れておりまして、このような形に荒れております。

これにつきましては、推測されるのが、恐らく光善寺川の流域の関係もございまして、そうした関係でこのように法面が洗われて、近隣の住民の方が石をこのように積んでおられるというふうには推測しております。

これが普通河川でございますけども、このように非常に荒れた段階。というのは、この底打ちがされておられませんので、非常に河川が荒れるということで、これの改修も必要と考えています。これは自治会から借りてきた写真でございますので、白黒でございますけども、河川がこのような形で側板が洗われているというような状況でございます。

今申し上げたとおり、底打ちがされておらず側壁だけの河川となっております。水量が増えると洗われまして、川沿いの畦畔道が陥没いたしまして、近年では民家の法面が下がりまして、崩落の前兆として見受けられる箇所も、スライドのように散見されております。

現在、法定外公共物の改修は自治会の範疇とされ、財源は自治会活性化補助金により、改修費80万、補助金40万円を限度額として実施されておりますが、この河川の水路延長が長く、常時水が流れていることから、仮設の排水施設が必要であり、したがって、事業費も大きくなり、実施の見通しも立たない状況であります。

この河川の改修につきましては、去る8月21日の自民党滋賀県議会議員団との政務調

査会でも提案させていただいたところでございます。

そういったことと関連して、農政課と情報交換を行ったもので、いくつかの補助メニューの提示を受けました。

その中で、事業採択の可能性の可否を示していただきたいということで、問1、農林水産省補助事業で、農業水路等長寿命化・防災減災事業の事業採択は可能かどうか、伺います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

農業用水路として施設改修する場合、農林水産省補助事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業の要件を満たす必要があるというところでございます。

ご質問いただきました当該水路につきましては、農振法に規定いたします農用地域内ではないという点があります。また、国庫補助によって整備された農業水利施設でもないというこの2点からいたしまして、この補助事業を活用することはできないというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） ただいま答弁をいただきました。当該区間につきましては、農振法に規定する農用地域内ではない、俗に言う白地という答弁をいただきました。

最新の野洲市のホームページでは、「野洲市マップ」公開型GISにおいて、農地情報では青地か白地かが表現されます。さっそくGISで調べてみますと、周辺は白地でございました。恐らくほ場整備化が厳しかったことから白地になったものと推測されますが、それによって今回の事業は採択できないものという答弁をいただきました。

それでは、続きまして、問2に移ります。

農林水産省所管の多面的機能支払交付金、県の世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の事業採択は可能かどうか、伺います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

補助事業の実施に当たり、まず、農林水産省所管の多面的機能支払交付金、県の世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の資源向上支払交付金のうち、施設の長寿命化のための活動として地元活動組織が取り組まれる場合でございますが、機能診断を受けて、補修の

必要性があるという判断がなされなければなりません。

そして、次にですが、補助事業に係る要件の1つといたしまして、施設の長寿命化工事につきましては、原則、工事1件当たり200万円未満となり、3年以上の継続で事業計画を立案する必要があります。なお、同一路線で年度ごとに分割して工事を実施することはできないとなっております。

また、その他の要件といたしまして、具体的な改修内容が分かった段階で、要件がクリアできるのかといった点について滋賀県に確認し、可能であれば、市のほうで計画認定をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） ただいまの答弁では、非常に厳しい。まずは機能診断で補修の必要があると判断されなければならない。また、1件当たり200万未満の条件を満たすということでございますので、具体的な改修内容が決まれば、県に確認するというところでございましたので、これにつきましては、これから詳細な計画を地元で考えますので、そのときに、またご相談をさせていただきたいなと思っております。

それでは、問3に移ります。

滋賀県事業で小規模土地改良事業での事業採択は可能かどうか、伺います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

当該事業、県管理の事業でございます。改修に当たりまして、県に確認をさせていただきました。そういたしますと、県単独小規模土地改良事業につきましては、現時点では該当する補助事業がないというところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 滋賀県でのこの小規模土地改良事業においては、現時点では該当する補助事業はないという答弁でございました。

問4に移ります。

野洲市農林水産事業補助金での事業採択は可能かどうか、伺います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） 4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

野洲市農林水産事業補助金では、農林水産業関係団体が実施されます事業で、10万円以上の事業費に対しまして、30%以内の補助が可能となっております。

仮に市のほうが30%満額出すというふうに試算いたしますと、地元負担が70%ということで、ご負担いただく必要が生じてくるところでございます。

これにつきましても、事業の詳細が決まりましたら、また農林水産課までご相談いただければ、るる詳細を確認してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） ありがとうございます。非常に厳しい内容ばかりでございますけども、地元で一旦見積りを、先ほど言いました仮設の水路を設けるということを含めまして、ある程度集落の範囲内で見積りを取られました。約800万ぐらい要るのではないかという見積りでございました。

ただ、非常に採択が厳しくございますので、場合によっては、側壁と底打ちだけをするというような工法で、それも含めて、自治会活性化補助金、当初申し上げました、事業費を80万、40万の補助、そういうのも含めまして、答弁内容を地元で精査して、事業内容を決定していきたいというふうに考えております。

それでは、3番目の台風シーズンに備えてということでございますが、これは台風、8月の24日時点で提出しましたので、ちょっと古いかもわかりませんが、今年の台風は東日本に多数来ており、例年と異なる状況となっておりますが、直撃するようであるということでございますけども、台風10号につきましては、幸い野洲市には大きな被害がなかった。

ただ、当初から、どうも滋賀県にかする程度の被害が出るのではないかなということで非常に心配をしておりましたが、安心いたしました。今回は、大きな被害はなかったようでございますので。

本市における近年の台風被害として、平成25年9月の台風18号による被害は顕著でございまして、恐らく全国で初めて京都府と滋賀県に大雨特別警報が出されました。

野洲駅周辺が冠水し、周辺の交通形態が大きく麻痺いたしました。栗東市では、市役所近くでがけ崩れが発生し、死者も出たということで、私もあと半年で退職を迎える時期でございましたので、市役所に招集がかかりまして、そのときには栗東市では死者が出たという報告を受けた記憶が鮮明に残っております。

また、今年 7 月 15 日には、ゲリラ豪雨によりまして、野洲駅前や野洲小学校周辺が冠水されたところでございます。

この駅前周辺の妓王井川の氾濫につきましては、対策として様々な方策が考えられました。一時、今の普通河川の妓王井川、いわゆる野洲小学校のグラウンドの横でございすけども。駅前が冠水をする。この対策を何とか考えなくてはならないということで、県のほうにも考えていただきました。

小学校のグラウンドに大きな貯水槽を設けまして、妓王井川から大きな水が出たときは、ここに一旦入れて、それであふれたやつをもう一遍下流のほうに戻すということを県と一緒に考えました。これもいい案だったんですけども、1 つはやはりこの工事にやっぱり 1 年半ぐらいの日数がかかってしまう。そうすると小学校のグラウンドが使えないということで、代替施設を求めることは、これは非常に難しいというのがございました。

また、多額の経費を要する割には、いわゆる回収効果が非常に難しいのではないかとということで、県とは進めておりましたけども、これは断念せざるを得ないということでございました。

次に考え出したのが、J R のそこから下水門線、いわゆるあそこの道がございすので、それをアンダーを抜いて水路、アンダーを抜いて、いわゆる渡ったところの土地改良の水路に流してはどうかという案も考えました。

これも最終的には、仮に、仮にですよ、その水路につながったとしても、いわゆる旧の日本 I B M の整備の区間、これ水路が広いですけども、その水路が久野部なり、五之里に行ってしまうともう狭いということで、かえってまた下流に負担がかかるということでございました。

いろんな案を考え出されても、いわゆる最終的には下流の中ノ池川、また、童子川が満水となれば、飽和状態になってしまいますので、下流にいわゆる負担がかかってしまうということが明らかでございましたので、これは著しい改修効果が期待できない。また、下流に負担がかかるということもございました。童子川また渡瀬川、非常にそれでなくても大雨のときは冠水状態でございすので、そういうこともございました。

今回、野洲川への排水路整備を雨水幹線事業によりバイパス排水路を期待する事業が発案されました。大きな効果が期待されるところであります。

そこで、このバイパス排水路整備について、事業の概要と今後のスケジュールについて、都市建設部長に伺います。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） それでは、橋議員からのご質問にお答えいたします。

近年では、気候変動の影響もございまして、豪雨による浸水リスクが高まる傾向になっております。特に本市では、野洲駅周辺などの市街地中心部の浸水対策が課題になっているということです。

ご質問のバイパス排水路でございますけども、これは降雨のときに、野洲駅周辺など市街地に雨水、これが集まる前に複数の水路を横断する雨水幹線でショートカットをしまして、野洲川に排水することで、市街地に流入してくる雨水、雨水を効率的かつ経済的に減少させるものというふうな構想になっております。

今後のスケジュールですけども、これは下水道計画の見直しであったり、あと、野洲川への排水に関係しまして、接続部分の構造をどうするかということがございますので、これは今、関係機関と打合せを重ねているという状況です。その後、水路の構造やルートの検討を行う予定としております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 都市建設部長、ありがとうございます。野洲川のね、野洲川というより、いわゆる野洲市のネックでございましたこの排水事業を、このように排水路を整備するという事業に着手していただきまして、ありがとうございます。

この野洲川に直結して水路を流す。上流でいきますと、大山川がそうでございます。そして、下流でいきますと、河川公園の中に僅かでございますけども直接流している。それと、旧の三共、いわゆる矢田川の排水路、これは最下流に矢田川の樋門がございますので、これが、そうやって改修が進められてきましたけども、もう根本的な改修はなかなか難しい。我々も琵琶湖河川事務所といろいろ協議を詰めておりましたけれども、なかなかいい返事をもらえない。今回、バイパス整備、水路整備ということで、私は岡崎部長が考え出されたと思っていますけど、やっぱりその道、河川のスペシャリストという話を聞いておりますので、着任半年だと思うんですけども、そのときに、この排水路の整備を改修しようやないかと思いつかれた一番大きな原因は、ひらめかれた、この要因は何でございますか。それだけちょっと教えていただけますか。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） それでは、ご質問にお答えいたします。

私が着任したときには、先ほど橋議員がおっしゃられていました、妓王井川から友川に排水するというプランが既にございまして、それは今年度、実施設計に移っていくというような、そういうタイミングでございました。

当初この水路は、300メートルの暗渠と下流端に排水ポンプを設置するという構造になっていまして、7億円でできるというそういう試算がされていたんですけども、実施設計に至るに当たってその費用を少し精査したところ、17億かかるということで、費用がかなり大きくなったと。

あと、それに併せまして、排水量が2トンということですので、これは金額に対してその排水量がかなり少ないということで、ちょっとこれはプランを別のものに考えないと駄目ではないかということで、今回、その水を野洲川に抜けないかというような、そういうことを少し考えさせていただきました。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） ありがとうございます。野洲川に水を抜くことを考え出していただいた。我々もそれに一生懸命になってましたけども、やっぱり壁が高かった。やはり中央との太いパイプがございますので、そういったことによって、やはり道が開けたというよりも、水路が開けたというふうに思っておりますので、この事業の完成のために、よろしくお願いをしておきたいと思います。

昨日も、市長さんのほうが、一番やっぱり全力を結集してやる事業はこの事業だということをおっしゃってましたので、野洲の未来にも道が開けるというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、最終の問2に移っていきます。

その他、国土交通省の河川整備の経験から、都市建設部部長に、野洲市で懸念されるその他の河川箇所、並びに、治水対策全般において注意を払わなければならない対策事業があれば、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

先ほどもご説明しました近年の気候変動の影響によりまして、全国各地で水害が激甚化、頻発化しておりまして、これは野洲市に接します野洲川、日野川、この大河川の堤防決壊が起こるその水害、これを防御して人命を守ることが最も重要な治水対策ではない

かというふうに考えております。

野洲川につきましては、これ放水路事業として整備のほうは概成しておりますけれども、国土交通省では、その後、堤防強化や樹木伐採など、洪水を安全に流下させるための継続的な対策が実施されております。

また、滋賀県におきましても、日野川の改修が進められておりまして、現在、桐原橋までの段階整備が完了しております。その後も継続して、その上流のＪＲ橋の対策であったり、掘削工事に着手していただくということと併せまして、家棟川の浚渫であったり、光善寺川の堤防強化も進んでいるということで、安全性が向上しているというふうに考えております。

このような河川整備を一層進めていただくということに併せまして、現在では気候変動の影響によります水害を軽減させるという目的で、あらゆる関係者が協働する流域治水が重要だというような考え方になっております。

本市におきましても、先ほどの雨水幹線の整備、その他、その計画になります雨水管理総合計画の策定であったり、あと、内水ハザードマップの整備、あと、浸水センサーの活用等によりまして、リスクの可視化、あと、ＭＩＺＢＥステーションの整備など、これはハードとソフトを組み合わせた治水対策をあらゆる関係者と協働しながら進めることが重要だというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○１６番（橋 俊明議員） やはり重要な河川である野洲川、日野川、これが大きな成果があるということでございました。

また、家棟川の掘削等もございますし、また、童子川、それに新川という川もございますので、そういったものにつきましても、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、流域治水、また、ＭＩＺＢＥステーション、先般も環境経済建設の常任委員会で、木曽川の美濃加茂市に視察に行つてまいりました。木曽川はやはりスケールが大きゅうございますので、ただし、やはり野洲川のＭＩＺＢＥステーションも大きな成果が、高専の整備も併せまして、大きな効果があるものと考えておりますので、こういったものにも議会としても支えていきたいというふうに考えております。

３問にわたりましてお付き合いをいただきまして、ありがとうございました。

それでは、これにて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本 剛） 次に、通告第15号、第11番、東郷克己議員。

東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 第11番、新誠会、東郷克己でございます。私が、今議会の一般質問、最後でございます。精いっぱい質問してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

では、質問に入ります。

前回の第3回野洲市定例会におきましても、学びの保障について取り上げ、特別支援教育のあり方、分かる喜びを感じられる教育、さらに自ら課題を見つけ、解決する能力を身につけることを目指す教科横断的なSTEAM教育などについてお聞きしましたが、先般、生徒の学びの環境において深刻な事態が発生しました。この事態は解決に至ったと確認しておりますが、改めて教育の原点と課題、今後の方向性等について議論し、教育を充実させることを目的に質問いたします。

まず1点目、最も根幹について確認をいたします。

憲法や教育基本法で義務教育がうたわれていますが、義務教育の「義務」は誰にかかる言葉でしょうか。また、その義務は、子どもから見れば、どのような言葉となるのでしょうか。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、東郷議員の1点目のご質問にお答えをします。

日本における義務教育は、保護者がその子どもに対して普通教育を受けさせる義務を負うものです。これは、日本国憲法第26条第2項に明記されています。

具体的には、保護者は子どもを小学校と中学校、あるいは、義務教育学校、特別支援学校などに通わせる責任があります。子どもにとって、義務とは、権利を持つ主体であり、国や社会、そして、大人たちが義務の担い手となることを意味します。

1つは、教育基本法第10条で、父母、その他保護者は、子の教育について、第一義的責任を有し、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和の取れた発達を図るよう努めることが求められています。

2つ目には、国、地方公共団体は義務教育の機会を保障し、全ての子どもが一定の教育を受ける権利を保障するため、責任を負っています。

3つ目に、義務教育は子どもの能力を伸ばし、社会において自立的に生きる基礎を培うことを目指しています。

子どもたちが健やかに成長し、自分の権利を享受できる社会をつくるために、大人は権利を持つ主体者たる子どもたちの義務を尊重し、学校・家庭・社会でサポートする役割を果たすべきだと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 続いて2問目、お聞きします。

若干1問目の説明、ご答弁の中で触れていただいたようにも感じましたが、義務教育の目的についてお聞きをいたします。日本の全ての子どもたちが、小中学校の9年間にわたり同じ教科書で学ぶ意義、目的は何でしょうか。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 2点目のご質問についてお答えをします。

3点ございます。1点目は、個人の成長と自己実現の基盤づくりだと考えています。義務教育は、一人ひとりの個性や特性を伸ばすことを重視します。生き抜く力や思考力、判断力を育て、人生をよりよく生きるための土台をつくります。

2点目は、国家・社会の形成者として基本的な資質を養うことです。義務教育は社会の統一性や水準の維持を目指す側面として、最低限の基盤的な資質を身につけさせます。ルールや基本的な知識、コミュニケーション能力などが含まれます。

3点目は、生涯学習社会における基盤づくりです。義務教育は人間力を備えた市民になる基礎を提供します。職業生活、市民生活、文化生活などを充実して過ごさせるような力を育むことが目指されています。

総じて、義務教育は、社会的な統合と個人の成長を両立させるための重要な教育段階にあり、生きていくために必要な基本的な資質を養う場であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 3点目、市町村には小中学校の設置義務が課されており、義務教育の直接の実施主体として義務を負っております。

一方で、長年にわたる少子化傾向による若年層人口の減少と教員の成り手不足、若者の理系離れ等により、いくつかの科目で教員不足が全国的に深刻な事態に陥っております。

こうした中、ある中学校で一時期、理科の授業が実施できない事態が発生いたしました。その背景や打開策、今後の方針について、認識を問います。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 3点目のご質問についてお答えをします。

議員にも大変ご心配をいただいておりますけれども、教員不足は教育現場では深刻な問題になっています。

背景としましては、教員志願者数の低下、非正規教員の成り手不足があります。

要因としましては、産休・育休の増加、特に男性育休の増加は顕著です。病気休職者の増加も挙げられます。

今回の市内中学校は、私傷病休による補充教員の欠員が原因です。県の講師登録名簿には理科の免許を持つ講師がいないなど、講師不足の状況にあります。

県費負担教職員の任免は県の管理運営事項であり、市の内申に基づき執行されます。教育行政や社会全体での取り組みが必要ですが、教員志願者の増加や免許保持者人材の掘起こし、また、働きやすい環境整備などに努めるなど、多角的なアプローチが必要だと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 背景等についてご説明をいただきました。

4点目です。この事象が起こったこと自体は、もう済んだことでございますし、致し方ないと考えておりますが、一方、学びの保障、あるいは、学びの機会の保障という観点から、実施主体として責任を果たしたのかという点では、どうしても疑問が残ります。

この間、学校も市教委も代替教員の確保に全力を挙げていただいたと認識をしておりますが、この決して短くない期間、肝腎な学びの保障はどうなっていたのかという疑問でございます。果たしてでき得る最善を尽くしておられたのかどうかという点について伺いたします。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、4点目のご質問にお答えをします。

代替教員がいない1か月程度の期間は、理科の授業の代わりに他の教科を増やし、対応をしておりました。現在、理科の補充教員が見つかりましたので、2学期からは理科の授業を緩やかに増やし、1年間に定められている授業時数を確保する方向です。

したがって、学びの保障、機会につきましては、1年間をかけてトータルで保証して、標準授業時数の確保をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 1年のトータルで授業時数を確保しということで、それ自体は理解をいたしました。

一方で、次の質問になりますが、現実的な問題、課題として、勉強が苦手な生徒、あるいは、理科が苦手な生徒に影響が及ぶのではないかという心配をしております。いわゆるつまずきの元になってしまうのではないかと考えてございます。

市教委は全力を挙げて学校を支援し、当該学年の生徒に対して、最大限の配慮をすべきと思いますが、方針を伺います。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 5点目の質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申しましたとおり、今後、理科の授業を緩やかに増やし、学習を積み上げます。

そこで、次の3点のことを配慮しながら、生徒の興味関心を高めていきたいと考えています。

1点目は、自然の中で植物を観察したり、校外学習に荒神山へ出向き、自然観察や体験活動をしたりする予定です。体験活動は、理科への興味を高めることができると考えています。

2点目は、タブレット端末を活用し、実験や自然事象の動画を見ながら、理科の授業を進めていきます。

3点目は、探求心を育てます。子どものうちから生まれた疑問を大切にし、調べたり、確かめたりするプロセスを通じて、探求する力を育てていきます。

以上、これらの方法を組み合わせて、理科の苦手な子どもたちの興味や関心を高め、理科が好きだと言える子どもを増やしていきたいと考えています。

他校も含めて、教員の確保については、市教委としても引き続き全力で取り組んでいきたいと思っています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 先ほど、開会前に市長からのご案内いただいたところでありますが、小学生の話ですけれども、令和10年4月に開校予定の県立高専の開校準備教員から、「実演型授業で学びます」というチラシと日程等の説明がありました。裏面を拝見し

ますと、授業の内容ということで書かれているこれ見て、私もどっちかという理科が好きでございましたので、私ももう還暦にもうすぐなるんですけども、ちょっとこうわくわくするなというか、思いました。

先ほど3点おっしゃった中で、やはり探求心というのが非常に大事なのかなと。「これ、こんななるんや、すごいな」とか、「何でこんななるんやろう」とか、そういう思い、これを子どもが小さい間は、誰しも物すごくそういう好奇心とか探求心を持っていると思うんですけども、だんだん冷めてくるというところとちょっと語弊があるかも知れませんが、「そんな当たり前やん」とかなってくると、学ぼうという意欲も低くなってくるのかなと思います。

そういうことを大事にするようなご発言であったかと思いますが、むしろそこを刺激してというか、引き出して、引き上げてしていく努力が必要かなと思いますが、これ、言うは易しで、なかなか実際にそういうことをしようと思うと、結構なスキル等も要るのかとは思いますが、そういう面での工夫とかお考えがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今の質問でございますけれども、私も学校の中では、社会の教員を長年やっておりました。そういうふうな中において、理科に限らずなんですけども、やっぱりその授業の導入といいますか、そのところに興味関心を持てるようなことを最初に持ってくるというのが、子どもたちの探求心にもつながっていくと思いますけれども、こういうことについて学んだなというふうなことの確認と併せて、じゃ、どういうことなんだろうというふうな興味を持たせていって、そして、その中身を深めていくというのが、本当に子どもたちにとっては深い学びにつながっていくかなというふうに思っていたので、そういうふうなやり方を含めて、子どもたちには興味関心を持てるような授業というものを先生らには心がけていただきたいなというふうな思いをしています。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） ぜひ、そうした授業を進めるスキルというのは、なかなかこれ一朝一夕に身につくものではないのかなと思います。常にご努力いただけますように、教育委員会としてもバックアップをしていただくようお願いしたいと思います。

6点目の質問に入ります。

観点を変えて、学びの保障について伺いをいたします。

不登校などが深刻な社会問題、国家的な問題となっております。

まず、本市における不登校などの状況を確認いたします。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、6点目のご質問についてお答えをします。

文部科学省では、不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは、したくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義をしています。

令和4年度の野洲市の不登校率は、小学校で1.51%、滋賀県1.60%、全国1.72%で、滋賀県、全国より、どちらも数値は下回っています。

中学校では本市5.75%、滋賀県5.41%、全国6.27%と、全国よりは低くなっていますが、滋賀県よりは高くなっております。

なお、滋賀県や全国平均はまだ発表されていませんが、令和5年度、野洲市の不登校率は小学校で1.87%、中学校で6.84%であり、本市の状況としては、小学校の不登校率は横ばいではありますが、中学校では年々増加傾向にあり、特に中学校1年生での不登校が課題となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 先ほどの質問で、「不登校など」の状況と申し上げたところで、「など」というのは先ほど定義をお答えいただきましたけれども、その定義には入らないけれども、学校に行きにくい等の課題を抱える子のことを指して、「など」と申し上げたんですけれども、ざっくりで結構です、後段おっしゃった、中学生が増えている傾向があるとかというふうなことで結構ですので、不登校に準ずるような児童生徒の状況について、再質問をいたします。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 不登校の原因については、様々な原因がございます。

○11番（東郷克己議員） すいません。原因じゃなく。

○教育長（北脇泰久） すいません。

○11番（東郷克己議員） 原因を聞いてるんじゃないくて、6の再質問で、不登校に準ずる児童生徒たちの状況を聞いています。6の再質問です。

○教育長（北脇泰久） すいません。不登校の原因は、今申したような部分もございますけれども、あとは、例えば、学業不振であるとか、あるいは、精神的に不安になっているとか、それから、ここには挙げてあるんですけども、病気や経済的な理由、大きくはそれは本市においてはあまりないんですけども、そういったことも1つの要因となって、不登校になっている、「不登校など」というふうなところになるかなというふうに思います。

よろしいでしょうか。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 若干かみ合っていないんですけども、ちょっと時間の制約もありますので、7番。なんか7番のご答弁をいただいていたような気もするんですけども、不登校や行き渋りなどの原因については、どのようなものがあるのでしょうか。その対策も併せてお聞きをいたします。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 大変失礼をしました。

では、7点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

不登校のきっかけとなる原因には、友人関係、家庭に関すること、学業・進路に関すること、いじめに関することなどが様々あります。

その1つだけが原因というわけではなく、それらが複合して学校に行きにくくなるケースが多く見られます。

対策としては、市内9校全てにおいて、学期ごとに心のアンケートを行い、それを基に教育相談の時間を設け、児童生徒一人ひとりが教職員と話す機会を設け、子どもたちの心に寄り添うよう心がけています。

また、各校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、専門的な観点から支援ができるようにしています。

さらに、学校に行きづらい子どもたちに対して、家庭まで迎えに行き、学校まで送り届けるような支援を行っている家庭教育支援員も各校に配置されています。

教室に行きにくい子どもたちには、校内に別室をつくったり、学校に行きにくい子どもたちには、ふれあい教育相談センターに適応指導教室ドリームを設置し、そこを居場所として児童生徒に提供をしています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 今、この原因には様々な要因があつて、また、1つの原因というよりは、複雑に絡み合つて、というふうなご説明であつたかと思います。

再質問ですけれども、当事者のご家族に当たる方からいろいろお聞きをしておりますと、非常に突出した学力を持つ子たちがいます。いろんな原因の中で、学力が低迷して、ついていけづらくて不登校の原因になるというのもある一方で、突出した学力の子どもたちも、同じように不登校の原因になるというようなことをお聞きしております。一説によると、多くの子どもたちが不登校になるとも聞いております。

こうしたことに対しての見解といいますか、どういうお考えをお持ちか、お聞きをいたします。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今、議員がおっしゃいましたように、必ずしも、例えば、勉強がなかなかしんどくてというふうな子どもたちだけではなくて、本当に勉強すごくよくできるよというふうな子どもの中にも、不登校ということになっている生徒も確かにおります。

そういう子どもたちというのは、例えば、学校の授業の中で、もう自分は分かっていると。そういうふうな中身において、もうこれ以上のことがなかなか望めないなというふうな、ある分判断をすれば、もうそれは学校で勉強するというよりは、自分で勉強しようというふうなことになるって、それが大きく不登校というふうになっているケースもあるかなというふうにも思いますので、学校の中における授業というのが、大体、子どもたちの真ん中ぐらいからの子どもたちに照準を当てながらやってるんですけども、どの子どもがその授業の中において食いついていくといいますか、興味を持てる、そして、また、よく分かっているという子どもについては、なかなか理解がしがたいというふうな子どもたちに対して教えるというふうなことができるような授業づくりというふうなことをすることが、僕は一番いいのかなというふうには思っています。

答えになったか分かりませんが、以上とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 前回、少しお聞きをしていましたSTEAM教育のことになるんですけども、自ら課題を見つけ、解決するといった、子どもたち自身が考える、あるいは、考え、議論をするというような形態が私は大事なのかなと思っております。

先ほどもちらっと取り上げました、ご案内のあつたこういう内容ですね、は、やはり非常に大きなポイントになるかなと思っております。

何でかなというふうな疑問を子どもたちが感じて、かつ、それに向かって自ら考えていく。あるいは、その周りの子たちと、何でやろう、何でやろう、一緒に考える、あるいは議論する、こういった形の学びの形態、全部が全部というのは難しいかと思いますけれども、答えを先生が教えて、それを暗記するというふうなことばかりの学習から、自分で疑問に思ったことを自分で考え、友達と一緒に考え、こういう形態が大事になってくるのかなと、今後より大事になってくるのかなと思っておりますが、教育長の見解をお願いいたします。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今、特に学習指導要領の中では、主体的、対話的で深い学びというふうなことが大変大事だというふうに言われています。

まさに、例えば、先ほどの理科でもありましたが、理科にとってはやっぱり一番は実験です。このことが学習の中で行われる、そしてまた、今、どっちかといいますと、クラス全体でという学びよりも、班でというふうな単位で学習することが多いですので、一方では、班の中での人間関係みたいなものも大変大事になってきます。

ですので、学校というところが、もちろん学力をつけるという場ではあるんですけども、同時に人間関係を学ぶ場でもあるというふうなことの中で授業が行える。つまり、班としての活動ということが日頃からスムーズにできているというふうな仲間関係、人間関係というものができていると、本当に学習もスムーズに進んでいく、また、深い学びにつながっていくだろうなというふうにも思いますので、この両面を併せた中で、授業というものをしていくということが一番いいのかなというふうに思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 以前から何度かといいますか、前の教育長とよく、この場でも、あるいは教育長室などでも議論をさせていただいたところであります。

やはりこうした教育の形態、大事だと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

8点目の質問をいたします。

学校に行けない、行きづらい子どもたちに対する学びの保障、あるいは、学びの提供の体制、考え方についてお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、８点目のご質問についてお答えをします。

学校で授業が受けられない子どもたちについても、しっかりと学びの保障を行う必要があると考えます。そういった子どもたちについては、ふれあい教育相談センターで次のような学びの提供を行っています。

まず、１つ目は、適応指導教室ドリームです。２名の指導員がそれぞれの子どもたちの習熟度に合わせて学習を支援しています。

２つ目には、家庭訪問型の学習支援です。当センターにも行きにくい子どもたちに対して、学校でもセンターでもない、公共施設や家庭内において学習を支援する事業です。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○１１番（東郷克己議員） 今お答えいただいたところに関わることでございますが、本市ではふれあい教育センターなどを開設している他、加配を含めたスクールソーシャルワーカーの配置、家庭訪問型学習支援など、相談支援体制の充実に取り組んでまいりました。

しかし、不登校の人数や、いわゆる予備軍の存在等を考えると、これで十分だとは言えないのではないかと考えております。

フリースクール利用に対する支援など、さらなる支援体制の充実や子どもに関わる全ての大人の意識改革など、取り組むべきことは多いと思われます。今後の方針を伺います。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、９点目のご質問についてお答えをします。

ふれあい教育相談センターに教員を配置し、学校と連携をさらに取りやすくすることにより、無支援の不登校児童生徒を減少させるよう取り組んでいます。

さらなる支援体制の充実については、現在、フリースクールを利用する保護者に対して、アンケートに答えると、その協力金として月５，０００円を給付する事業を行っております。この件につきましては、今年度の成果を検証し、来年度以降の支援のあり方について検討を行います。

大人の意識改革については、教育現場では、不登校に対して一定の理解はあるものの、一般的には、昔ながらの理解のままであることもあります。学びの多様化という観点から、啓発を行っていくべきだと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） この教育に関すること全般で、あとで再質問するつもりではおりますが、大人の意識改革が非常に重要なと思っております。

これは教員の意識改革だけではなく、保護者もそうですし、子どもと関わる大人、全てに関することです。

学校に行かなあかんねやという方面の方の意識改革も必要であれば、その真逆の、学校行かなくてもいいねんみたいな、とにかく寄り添わなあかんねんみたいな、要するに十把一絡げで、もう不登校の子はこうやねんみたいな考え方はよろしくないのではないかと思っております。

10点目、質問いたします。

不登校等を抱える保護者の86%が、子どもへの対応や将来について悩んでいるとの調査結果があります。特に、進学を意識し始める時期になればなおのことと思われます。保護者向けの相談支援体制について伺います。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 10点目のご質問についてお答えをします。

保護者の相談支援体制については、学校では、教員の他に、各校に配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが専門的に相談することができます。

また、3中学校合同で通信制高等学校等に特化した進路説明会も行っており、学校に行きにくい子どもたちの保護者も参加されています。

ふれあい教育相談センターにおいては、こころの教育相談事業を行っており、令和5年度は、保護者、子ども合わせて467件の相談を受けました。令和6年度は4月、73件、5月、93件、6月、95件、7月、110件と相談件数が増加しています。相談の主訴は様々ではありますが、保護者の悩みに真摯に向き合い、カウンセリングを行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 相談が増えているということでもあります。今後とも、真摯に対応していただきますようお願いをいたします。

10点にわたり聞いてまいりました。ちょっと総合的に再質問という形でさせていただきますと思います。

型にはめない教育や支援の重要性は、教育全般に言えることだと思いますが、不登校等

への対応では特に重要と考えております。

登校が子どもたちの教育にとって等しく正しいと言えない反面、学校に行かなくてもいい、寄り添い、子どもの言い分を受け入れることが、どの子にも、あるいは、どの場面でも正しいとは言えません。同じ行動あるいは同じ言葉であっても、時には受け入れ、時には厳しく対応することが必要であることは当たり前だと思いますが、往々にして、無理してでも登校させるや、反対に、とにかく認める、叱らないといった対応のどちらか両極端になりがちな印象を持っております。

先ほど、教育長も少し触れられたと思いますが、学校は社会生活の基礎となる学力を身につけるための学びの場ですが、突き詰めて言えば、学力だけならば学校に行かなくても習得は可能かもしれません。

しかし、学校には、ある面、学力以上に重要なことを習得する、吸収するという役割があると思います。遊びやけんかなど、子どもたちの縦横の関係の中で育まれるものも大きいと思います。人間力の形成にとって居場所があることや、家族以外の誰かとの社会を経験することがとても大事です。学びの保障の「学び」は、教科の学びだけではなく、むしろ、こちらのほうが本質ではないかと考えます。

こうした総合的な意味での学びの保障について、不登校児の保障を含め、再度、見解を求めます。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） では、トータル的に、今のご質問についてお答えをしたいと思います。

東郷議員のおっしゃるとおり、学校には、ある面、教科、学力以外にも重要なことを習得するという役割もございます。これまで答弁の中でも申しましたが、やはり学校は学力をつける場であると同時に、人間関係を学ぶ場でもございます。

ただし、そういった学校の制度や機能になじめない子どもたちがいることも事実でございます。

多様な学びの保障を講じるため、学校の中に別室を設けたり、ドリームや訪問型支援などを活用したり、そういった子どもたちの社会的自立を目指しています。

ドリームでは校外学習や畑作業、調理実習などの活動する中で、お互いが意見を言い合ったり、縦横の関係を学んだり、人間力の形成につなげております。

議員のおっしゃるとおり、学校だけではなく、多様な居場所を子どもたちや保護者が選

択できるようにすることで、個に応じた学びを保障していきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） この内容には、終わりが無いと言いますか、また、正解もないと思います。日々、常に考慮しながら、最善を尽くしていただきたいと思います。

○議長（山本 剛） 東郷議員、ここで暫時休憩をいたします。再開を3時40分といたします。

（午後3時18分 休憩）

（午後3時40分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 2項目め、農業の現状と今後についてお伺いをいたします。

農業は我々の生命維持に欠かせない食を供給する重要な産業ですが、従事する方の高齢化や必要不可欠な農業インフラの老朽化など、多くの課題を抱えています。

中長期の視点と、今できることは何かという短期的視点の両方から考え取り組むこと、さらに取り組みを継続することが重要と考えております。

今回は、本市の課題を改めて明確にした上で、将来を見据えた施策の方向について考えるべく質問いたします。

1点目、先般開かれた農林水産省の食料・農業・農村基本法改正法等に関する説明会で、20年前には220万人だった基幹的農業従事者が、現在は116万人、さらに20年後には30万人に激減し、また、世界の人口は増大して、今後は輸入による食料確保も困難になっていくとの衝撃的な推計が示され、この認識の上で、将来の安定供給をどう図るかという説明及び議論がありました。

まず、本市における農業従事者の現状と今後の推計についてお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

平成17年の農林業センサスにおきまして、619人であった本市の基幹的農業従事者は、令和2年では417人まで減少しております。そして、この傾向でございますが、今後においても続くものというふうに予想しております。

現実的に、令和2年度の階層別を見てみますと、やはり75歳以上の方の層が厚いとい

うことがございます。こうしたことから考えましても、さらに農業者数は減少していくという傾向が見て取れるものというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 農業は、農業従事者の方、そして、同時に農地という両方がないといけません。

農地の現状を見ると、農業従事者の減少と高齢化により、あちこちで耕作放棄地が増え、その一部は全く管理されていない状況と認識しています。市内の農地の現状、そして、今後の展望を伺います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、2点目のご質問にお答えをいたします。

現在、耕作をされていない遊休農地につきましては、市内で約11ヘクタールでございます。

議員ご指摘のとおり、耕作者の高齢化などによりまして、耕作が難しい農地につきましては、今後、遊休農地化が進んでいくことが懸念されておるというところでございます。

このような事態を受けまして、本市におきましては、将来の受け手、農地の借受け、耕作していただく方ですが、それを明確にするための地域計画の策定を現在進めておるところでございます。

この地域計画の作成を通じまして、農地の集約、そして、集積を図ってまいるという取り組みを加速することによりまして、農業経営の効率化を行い、少しでも遊休農地の発生を抑制してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） ちょっと通告が言葉足らずのところもございました。

農地の分類の中で、冒頭ちらっと触れた農業インフラのこともイメージとしてあったんですけど、農業インフラの現状や今後の展望についてお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

農業インフラに関しましては、前の議会で東郷議員よりご質問いただいてた件がございます。野洲川下流土地改良区の用水管の関係でございます。

農業投資が行われましたのは、昭和40年ないしは50年代というところでございます。以降、半世紀近く経過する中で、農業インフラ自体の老朽化が進んでおるところでございます。

今ご紹介させていただきました野洲川下流の用水管におきましても、既に50年を経過し、老朽化が進み、近年におきましては、用水管の破裂、破損事故が相次いでおるといような状況でございます。

こうしたことを踏まえまして、この主幹線の更新工事に着手させていただいたところでございます。令和6年度から令和11年度まで5か年を予定し、その後、守山幹線、そしてまた、中主、野洲という形で更新を予定しております。

さらに、野洲川ダムの関係でございますが、そちらにつきましても、当然のことながら頭首工より水を取り、農地に分配しておるところでございます。

どうしてもこうした大型のインフラにつきましては、耐用年数がまいりましたときに、修繕にかかる経費というのは大きくなるというところがございますので、農業のインフラの老朽化に伴いまして、こうした過去において行った農業投資の更新には、一定大きな額がかかるものというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 高齢化やその従事者の減少等々がある、また、耕作放棄地の問題、そして、農業インフラの問題と、なかなか課題山積ではありますけれども、国等の方向性を見据えつつ、展望を開くようにご努力のほうお願いしておきたいと思います。

3点目、お伺いいたします。

国は大きな方向性として、スマート農業などによる生産性の大幅な向上により、将来の食料供給を確保する計画でありました。

現場と直接関わっている市の農政担当として、長期的な食料供給体制の課題意識・認識についてお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど、第1点目でもご説明させていただきましたように、全国的な流れ同様に、当市におきましても、やはり農業従事者の減少、さらに高齢化が今後進んでいくであろうという想定がされておるところでございます。

また、併せまして、農地につきましても、いわゆる耕作者が高齢化なり、減少していく

ことによりまして、農地自体、耕作されない土地が増えてくるというような心配がなされるところでございます。

そうした中で、安定的な食料供給が維持できるのかというのが、やはりこれからの農業並びに農家、そして、食料といったものを守っていく上で、大きな課題であるというふうに認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） これも一筋縄ではいかないといえますか、これが正解なんていうものはないのかなとは思いますが、昔のやり方をずっと守らないといけないというのは現実的にかなり無理があると思います。そういう意味で、新しい方法、スマート農業等も含めて取り組んでいく、挑戦していくことが大事だと思います。よろしくお願いします。

4点目、質問いたします。

次に、今やるべきこと、取り組むべきことについて確認をいたします。

令和4年12月の一般質問で、野洲市における農業の現状と課題について取り上げ、認識する課題3つを聞きました。高齢化、農業インフラ、そして、もう一つが消費者の食へのこだわりや環境意識の高まりの中で、そのニーズに応える環境こだわり農産物のさらなる普及というものでございました。

こうした観点で、参考になる事例が、千葉県いすみ市のオーガニック給食の取り組みです。画像をお願いできますでしょうか。

同市が有機農業の推進に取り組まれたのは2012年で、この時点の有機農業者はゼロであり、この一番左端のところですね、ゼロであり、翌年から栽培に取り組み、失敗を経て、2015年から同市で生産された有機米4トンを経営者に導入され、17年には給食の全量42トンの有機米の提供、2022年現在で100トンを超える生産量を誇っています。

学校給食への供給をてこにして、4年間で産地を形成し、知名度やブランド化、農業所得の向上と新規就農者の増加など、超のつく好循環を達成されております。

ちょっと今ご覧いただいているのは、学校給食にも好影響を与えていて、残食等も減ってきたというふうなグラフでございます。

こうした事業に活用できる農林水産省のオーガニックビレッジという補助制度もあると聞いております。

本市の農業活性化と、より安全な学校給食の提供、さらには食育の観点まで含め、野洲市全体として取り組む考えはないか、お伺いをいたします。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 東郷議員の４点目のご質問にお答えをいたします。

化学肥料などの使用を抑えた環境こだわり農産物の普及につきましては、重要と考えており、市でも環境負荷の低い農業に取り組む農業者を環境保全型農業直接支払交付金により支援し、令和５年産水稻では、環境こだわり米は４割強の作付が行われているところでございます。

これらの取り組みに加え、環境こだわり農産物の県基準よりさらに環境負荷の低い、化学肥料や化学合成農薬を使用しない、または、これらに除草剤の使用のみを認めた栽培方法を条件とした米の新品種「きらみずき」の作付が、令和５年産より県主導により県内各地で開始されております。

本市におきましても、「きらみずき」の作付面積の拡大を進めることで、環境負荷の低い農業の推進、環境こだわり農産物を使用した安心・安全な学校給食、さらには、食育の推進を図っていききたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○１１番（東郷克己議員） 市長からご答弁いただいた内容、その内容についてどうこうというわけではないんですけれども、私が今の質問でお聞きしたかったことは、農業における課題の解決と子どもたちへの安全な給食の提供という、その２つの目的を乗っけるというか、１つにすることで、お互いにそれをてこにして、より効果的な事業推進ができないかなという観点でお聞きしたわけです。

２つの目的を合わせたからって、かかる費用が減るというわけではないんですけれども、しかし、１つの目的に１つの事業費ではなく、子どもたちのためでもあり、農業者のためでもある、あるいは、農業振興のためであると。こういう観点で相乗効果で取り組めないかなということであるんですけれども、ちょっと今後の方向性として、そういう観点でさらなる取り組みができないかどうか、お考えをお聞きいたします。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 東郷議員の再質問にお答えをいたします。

まず、学校給食の提供につきましては、市内産の環境こだわり米を、既に今現在１００％

使用させていただいております。仮に、学校給食に先ほど申し上げました「きらみずき」を導入する場合は、現時点では、先ほども申しましたですけれども、これから普及していただくという品種でもございますので、安定した数量の確保やコスト面での調整が課題になると思います。

また、野菜につきましても、オーガニック野菜というんですか、野菜につきましても、農家さんからお話を聞きますと、必要な量の確保がなかなかしづらいというのと調達コストの上昇ということもございまして、そういう課題があるということで、こういった課題を踏まえ、引き続き、導入等々を検討してまいりたいと思います。

今現在は100%の、要は環境こだわり米を納入しているというのが実情でございまして、一歩先に進んでというのは、まだちょっといろんな課題があるということでございますので、まだまだ検討していかないかなというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 環境こだわり米を100%というのは、結構頑張っていたいているのかなと、率直に思いました。また、「きらみずき」等、さらなるよい食料をという部分では、ぜひとも、いやいや、なかなか難しいしということではなく、ぜひ挑戦して、先ほどのいすみ市の例を見ますと、いすみ市も最初はもうゼロから、農業従事者、有機栽培しているところゼロから取り組まれて、この学校給食の件をてこにして、ぐっと伸ばされた、ブランド化を図られたり、若い人材の農業従事者も増えるということですので、諦めることなく、よろしくお願ひしたいと思います。

最後、3項目めの質問をいたします。

ふるさと納税を活用した地域の活性化策についてお伺いをいたします。

令和5年度の決算審査資料にふるさと納税の実績についても記載があり、詳細について確認をいたしました。

全国各地からの多額の寄附に感謝しつつ、本市のふるさと納税の取り組みに対しては十分に検証、分析し、謙虚に反省すべき点も多いと考えております。

寄附額の多寡について云々するのではなく、この事業を活用し、事業に取り組まれている方を中心に、多くの市民に返礼品事業者として取り組んでいただくことで、市の活性化の一助にとの視点から質問をいたします。

1点目、本市のふるさと納税寄附額は、特定の返礼品に極端に偏っております。説明会

の開催や返礼品の開発に取り組んでおり、返礼品事業者及び返礼品のメニューは増えてい
ると聞いておりますが、実績には結びついておりません。この現状について、どう分析さ
れているか、伺います。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） それでは、東郷議員の３番目のふるさと納税を活用した活性化
策についての第１点目のご質問のほうにお答えさせていただきます。

本市は、令和３年１０月１日から返礼品を設定したふるさと納税制度の運用を開始して
いるところでございます。

返礼品につきましては、多くの事業者様のご協力によりまして、市内の資源を生かした
返礼品が数多く寄せられ、令和６年７月末現在で、４８の事業者様に２１９品のご登録を
いただいているところでございます。

本市のふるさと納税寄附額の傾向は、ピー・アンド・ジー株式会社野洲工場様からご提
供いただいている返礼品が約９８％を占めております。そのため、どうしてもそれ以外の
事業者様の返礼品が注目されにくい状況ではありますが、令和４年度と令和５年度を比較
いたしますと、返礼品の発送数は５２０品目、寄附額は９５１万円の増加というような感
じで増えている状況でございます。

このことは、返礼品の種類が増えたこと、また、少しずつではありますが、提供事業者
様の返礼品の認知度が上がったことが結果として表れているのではないかと、このように
考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○１１番（東郷克己議員） 再質問をさせていただきます。

この質問のために、改めてふるさと納税のサイトにアクセスしました。「ふるさと納税
野洲市」とか、あるいは、他市の自治体の名前で検索しますと、自治体ごとのページとい
いますか、返礼品一覧みたいのが見れるようになります。

そういうところを見て確認をした個人的な印象、つまり、主観ではございますが、率直
に申し上げますと、本市のサイトは全体の印象として、ちょっと訴求力が弱い、アイデア
に乏しいみたいな印象を受けました。

個々の返礼品についても、以前よりは相当、実は私、以前にもちょっと指摘をさせてい
ただいたことがございます。改善されたものの、まだインパクトが弱いといった印象を持

しました。

今議会に上程されている決算書を見ると、ふるさと納税推進業務委託料には結構な金額が入っております。担当者として、やはり事業者の知恵やアイデアなどをもっと聞き出し、野洲市及び野洲市民、あるいは、野洲市に立地する事業者さんの活性化につながる取り組みをしていただきたいなと思っておるのですけれども、見解を伺います。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

本市のふるさと納税の業務委託事業者としては、株式会社 J T B 様と契約をいたしているところでございます。

J T B 様とは、毎月 1 回、会議を開かさせていただきまして、当然寄附額の進捗状況をはじめまして、それ以外に、毎月、ふるさと納税のこのプロモーション、販促ですね、販売促進の状況、それから、検索連動型広告といいまして、S E 広告というのがあるんですけれども、その運用状況を確認させていただいて、できるだけ魅力ある、また、寄附につながるような仕組みのほうを考えさせていただいているところでございます。

また、両者のほうで情報共有を進めながら、これ以外にも新たな手法はないかということで、毎月協議のほうを行っているところでございます。

また、今年度開催させていただきました返礼品の提供事業者様向けの説明会のほうなんですけれども、野洲市のほうで納税サイトを運営させていただいている楽天ふるさと納税さんのほうの担当者さんのほうにご足労いただきまして、ご参加いただいている事業者様に、個別ごとにどういった形でサイトの掲載をしたらいいかとか、それから、写真の取り方、返礼品の提供方法など、個別にこれまでからもアドバイスをさせていただいて、ご参加いただいている事業所様のほうには参考にしていただけたと、このように考えてございます。

また、ご参加いただきながら、返礼品の登録まで至っていない事業者様におかれまして、野洲市と J T B のほうから連絡を取りながら、継続してご相談にも応じていると、このような状況でございます。

今後もふるさと納税提供事業者様の活性化につながるように、引き続き取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○ 1 1 番（東郷克己議員）　やはり後段にご答弁いただきました地域、あるいは、その事業者さんの活性化がやはり期待すべきところですので、活発に業務提携されている事業者さんとも意見交換されているということで、今後も、ぜひご努力をお願いしたいと思います。

2 点目の質問です。

大阪府泉佐野市では、一時制度から除外されるなど曲折を経て、現在はふるさと納税制度を活用した企業誘致で新たな返礼品を作るとともに、当該企業による雇用の拡大や、将来的には税収増も期待できるとしておられます。

また、全国の事例を見ると、ごく一般の市民が趣味を生かして返礼品を作ったり、地域で特産物を生み出す取り組みをしたりと、地域の活性化に向けた熱心な取り組みが見えます。今後の取り組みの方針を伺います。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　2 点目のご質問のほうにお答えさせていただきます。

先ほどお話しさせていただきましたように、本市のふるさと納税の寄附につきましては、特定の返礼品の提供事業者様に偏っているところではあります。

しかしながら、ご提供いただいております返礼品事業者様の商品は、どれも魅力的なものでございます。本市としても多くの方に知っていただきたいという思いを持っているところでございます。

そのため、宣伝広告では、これまでから、全国滋賀県人会連合会会報誌「おうみの風」というのがあるんですけれども、そちらのほうや、大阪滋賀県人会会報誌「近江路」への掲載や、また、雑誌の「ふるさと納税ニッポン！」への掲載などに取り組んでいるところです。

また、楽天ふるさと納税サイト内においては、先ほど申し上げました検索連動型広告を掲載するなど、PR に努めているところでございます。

また、新たな返礼品提供事業者様を掘り起こすための、先ほど申し上げました返礼品提供事業者様向けの説明会や、個別相談会のほうも開催させていただいているところです。

地域の資源を活用した製品の製造や、生産された農作物を本市の特産物としてご提供いただいている事業者様の商品を広く周知し、野洲市の魅力発信を積極的にアピールすることにより、地域の活性化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 短く再質問させていただきたいと思います。

野洲市だけの取り組みというのは、なかなか難しいかと思いますが、説明会で意欲のある方にだけに集ってもらうのも大事ですけれども、やはりその意欲を掘り起こしに行くとか、特産品、何かできないかといった取り組みも必要かと思いますが、見解を伺います。

○議長（山本 剛） 中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

返礼品の提供事業者様のほうについては、やっぱり説明会を開催させていただきますと、やっぱり待ちの姿勢に、野洲市は来ていただくということで、ようやく説明ができるというような形になるんですけれども、やはりこちらから当然、職員のほうから、どこにどういう会社さんがありまして、どのような生産をしておられるか、これは工場に限らず、農作物もそうなんですけれども、どのような生産品があるかという調査に基づきまして、魅力的なものがございましたら、当然返礼品の登録のほうに出向いて伺うことも考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○11番（東郷克己議員） 終わります。

○議長（山本 剛） 以上で、通告による一般質問は終結いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明6日から9月24日までの19日間は、各委員会での議案審査のため、休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、明6日から9月24日までの19日間は、各委員会での議案審査のため休会することに決しました。

なお、念のため申し上げます。

来る9月25日は、午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。（午後4時12分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和6年9月5日

野洲市議会議長 山 本 剛

署 名 議 員 田 中 陽 介

署 名 議 員 木 下 伸 一